

水戸市こども計画

あいさつ

私は、持続的に発展するまちを実現するため、その原動力となる人づくりに力を入れていかなければならないという考えの下、市長就任以来、最重要政策である子育て支援、教育に優先的に取り組み、保育所待機児童を大幅に改善させるとともに、市立中学校給食費の無償化をはじめとする経済的負担の軽減、伴走型相談支援等の相談・支援体制の充実を図ってまいりました。あわせて、市民センターこどもスペースを開設するなど、こどもが活動しやすい環境づくりを推進するとともに、水戸ならではの特色ある教育を展開し、未来をリードする人材の育成を進めてまいりました。

全国的に少子化が進行する中、本市の出生数は、2017（平成 29）年に 2,467 人でありましたが、それ以降、減少を続け、2024（令和 6）年には 1,669 人と、1 年間に生まれるこどもの数が約 800 人も減り、本市においても、確実かつ急速に進む少子化に直面しております。

少子化に伴う人口減少は、消費の縮小や労働力の減少など、市民生活全般に影響を及ぼすことから、若い世代に「水戸で暮らしたい」、「水戸で子育てしたい」と思ってもらえるよう、多様化する価値観を尊重しながら、若い世代を応援するとともに、子育て世帯にやさしい環境づくりを進めるなど、子育て支援の充実、少子化対策に取り組んでいかなければなりません。

このことから、当事者であるこども・若者、子育て世帯の皆様の御意見を聴きながら策定した水戸市こども計画に基づき、多様なニーズに対応する子育て支援の充実を図るとともに、こどもが活動しやすい環境づくりや多様な働く場の創出を推進してまいります。

本計画の策定に当たり、アンケート等に御回答いただきました小・中学生をはじめとするこども・若者や子育て世帯の皆様、水戸市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において御審議いただきました委員の皆様にご心から御礼申し上げます。

子育て世帯が暮らしやすく、こどもたちがのびのびと育つことができる環境をつくるためには、行政、市民、事業者等が主体となって、まち全体で取組を推進することが必要であります。今後とも、皆様の御協力をいただきながら、水戸の未来をリードする「こどもたち」を育むまちの実現に力強く取り組んでまいります。

令和 7 年 3 月

水戸市長 高 橋 靖

目 次

<u>第1章 計画策定の基本的事項</u>	・・・ 1
第1節 計画策定の趣旨	・・・ 1
第2節 計画の位置付け	・・・ 2
第3節 計画の名称・期間等	・・・ 3
<u>第2章 計画の基本的方向</u>	・・・ 4
第1節 目指す姿	・・・ 4
第2節 基本方針	・・・ 5
第3節 施策の体系	・・・ 6
<u>第3章 施策の展開</u>	・・・ 8
基本方針Ⅰ	
こども・若者が夢や希望を持ち将来を切り開くことができる環境づくり	・・・ 8
基本方針Ⅱ	
まち全体でこどもを育む環境づくり	・・・ 19
基本方針Ⅲ	
こどもを健やかに育てることのできる環境づくり	・・・ 28
基本方針Ⅳ	
安心して妊娠，出産，子育てできる環境づくり	・・・ 38
基本方針Ⅴ	
悩みや不安を抱えるこども・若者に寄り添う支援の推進	・・・ 47
<u>第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」</u>	・・・ 56
第1節 量の見込みの算出にあたって	・・・ 56
第2節 教育・保育	・・・ 58
第3節 地域子ども・子育て支援事業	・・・ 62
<u>付属資料</u>	・・・ 85
1 人口等の現況	・・・ 86
2 こども・若者からの意見聴取の概要	・・・ 103
3 子育て世帯からの意見聴取の概要	・・・ 105
4 計画の推進	・・・ 106
5 計画の策定経過と審議体制	・・・ 107
6 用語解説	・・・ 117

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

少子化が進行し、人口減少社会が到来する中、まちの活力を維持し、持続的に発展するまちを実現するためには、社会全体でこども・子育て支援を力強く進めていかなければなりません。

国においては、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、2023（令和5）年度に、こども基本法を施行するとともに、こども大綱を閣議決定したところです。こども大綱においては、こどもの貧困や孤独・孤立、仕事と子育ての両立の難しさなど、こどもの健やかな成長、子育て等の希望の実現を阻むさまざまな課題を解決するため、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることをはじめとする六つの基本的な方針のもと、こども・子育て支援を総合的に推進することとしています。

本市においては、未来を創るこどもたちの育成を最重要政策とし、水戸市第7次総合計画－みと魁・Next プラン－の重点プロジェクトとして「みとっこ未来プロジェクト」を位置付け、子育て世帯の経済的負担の軽減とともに、相談・支援の充実、こどもが活動しやすい環境づくりを推進しています。

安心してこどもを生み育てることができ、こどもたちがのびのびと育つことができる社会を目指し、こどもたちをまち全体で育てていくため、新たに、水戸市こども計画を策定するものです。

水戸市は「こどもまんなか応援サポーター」です！

こどもたちのために最善を常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指し、市民や事業者と連携しながら、各種取組を推進します。

こどもと子育て世帯を応援する施策に全力を尽くし、一人ひとりの取組を大きな力として、まち全体で水戸の未来を創っていくこどもたちを育みます。

水戸市は2023（令和5）年7月7日に茨城県内の自治体ではじめて

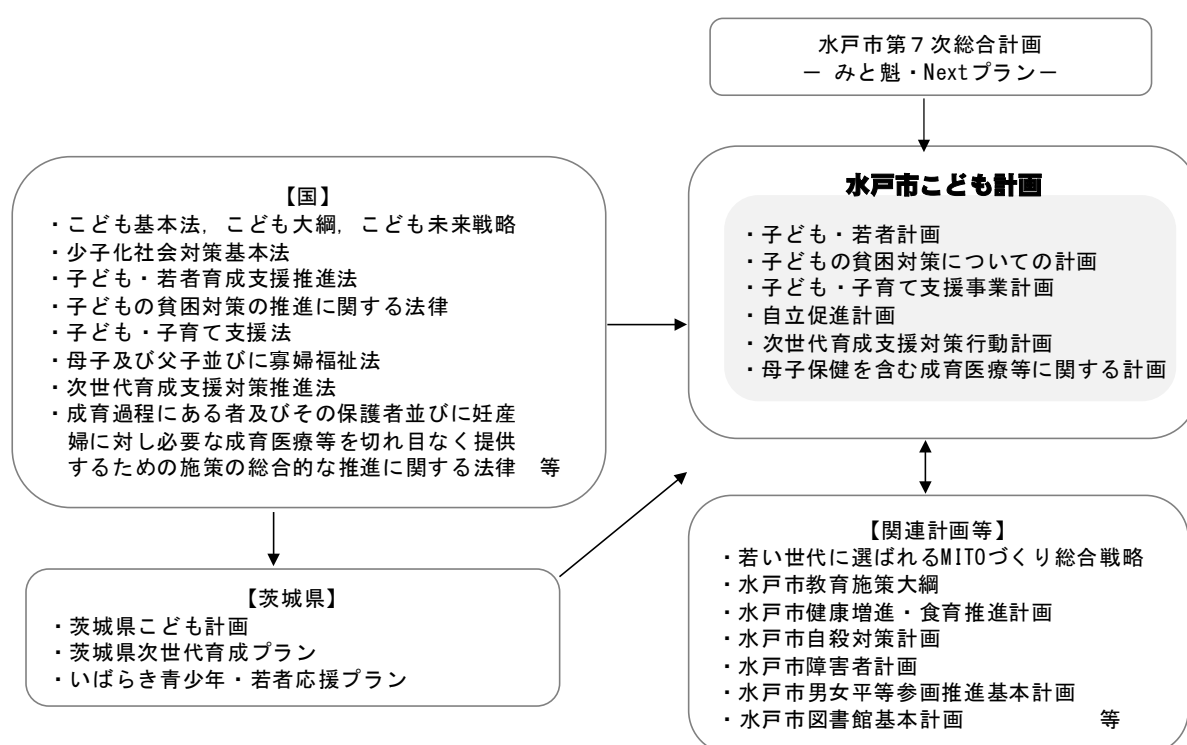
「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言しました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、こども・子育て支援を総合的に推進するため、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策についての計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「自立促進計画」等を包含して策定するものです。

なお、策定に当たっては、こども大綱をはじめ、国・県の計画やSDGsの理念等を踏まえるとともに、みと魁・Nextプランや関連計画との整合を図ります。

【図 計画の位置付け】



第3節 計画の名称・期間等

(1) 計画の名称

本計画の名称は、「水戸市こども計画」とします。

(2) 計画の期間

2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間とします。

※社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

(3) 計画とSDGsとの関連

SDGsは、2015(平成27)年に国連サミットで採択された2030(令和12)年までの国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169のターゲットで構成されています。

本計画と関連する目標は、以下の10の目標です。



(4) 本計画における「こども」、「若者」について

こども基本法においては、「こども」は「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

本計画においては、各事業の対象等を分かりやすく表すため、「こども」は0歳から18歳まで、「若者」はおおむね18歳から30歳未満までの年齢を指すこととします。

なお、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合は「子ども」と表記することとします。

第2章 計画の基本的方向

第1節 目指す姿

本計画では、目指す姿を

水戸の未来をリードする「こどもたち」を育むまち

と定めます。

こども・若者が主体的に活動でき、

子育て世帯が暮らしやすい環境をまち全体でつくります。

第2節 基本方針

I こども・若者が夢や希望を持ち将来を切り開くことができる環境づくり

こども・若者がのびのびとチャレンジできるよう、こどもの挑戦を応援するとともに、多様な体験活動を促進します。あわせて、こどもたちのつながりの場づくりを推進するとともに、こども・若者の意見を聴く機会の確保をはじめ、主体性を尊重する仕組みづくりを進めます。また、こども一人一人が個性を伸ばし、未来を生きる力を身に付けることができるよう、水戸スタイルの教育を推進するほか、魅力を感じる多様な働く場の創出など、若者が生き生きと暮らすことができる環境づくりを推進します。

II まち全体でこどもを育む環境づくり

多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図るなど、子育てを支える環境づくりを推進します。また、悩みや不安を相談しやすい環境づくりとともに、子育てと仕事の両立に向けた取組を進めます。さらに、家庭、地域の教育力の向上を支援するとともに、こどもの安全の確保を図るほか、こども・若者の権利について、普及・啓発に取り組めます。

III こどもを健やかに育てることのできる環境づくり

妊娠、出産、子育てに係る経済的負担の軽減を図るほか、相談しやすい環境づくりやこども・子育てDXを推進するとともに、放課後児童の居場所づくりを進めます。また、保育環境の充実を図るとともに、ひとり親家庭や経済的な困難を抱える家庭に対する支援に取り組めます。

IV 安心して妊娠、出産、子育てできる環境づくり

「すまいるママみと」を中心とした切れ目のない妊産婦支援とともに、不妊・不育症治療に対する支援を推進するほか、健康診査や育児相談等の乳幼児、未就学児の健康づくりを進めます。あわせて、こども・若者の健康づくりとともに、発達に不安のあるこどもや障害児（者）等への支援に取り組めます。さらに、小児医療・周産期医療体制の確保に努めます。

V 悩みや不安を抱えるこども・若者に寄り添う支援の推進

児童虐待やDV被害の防止対策を推進するとともに、要保護・要支援児童やヤングケアラーへの支援の充実を図ります。また、こどもの貧困対策に取り組むほか、教育相談体制の充実やこころの健康づくりなど、不登校、ひきこもり等の支援を推進します。さらに、非行防止対策のほか、こども・若者の自殺対策を進めます。

第3節 施策の体系

目指す姿	基本方針	基本施策
水戸の未来をリードする「こどもたち」を育むまち	I こども・若者が夢や希望を持ち将来を切り開くことができる環境づくり	1 こども・若者がのびのびとチャレンジできる環境づくり 2 こどもが個性を伸ばし未来を生きる力を身に付けることができる環境づくり 3 若者が自分らしく生き生きと暮らすことができる環境づくり
	II まち全体でこどもを育む環境づくり	1 子育てを支える環境づくり 2 悩みや不安を相談しやすい環境づくり 3 子育てと仕事を両立できる環境づくり 4 家庭、地域の教育力の向上支援 5 こどもの安全を確保する環境づくり 6 こども・若者の権利に関する普及・啓発
	III こどもを健やかに育てることのできる環境づくり	1 子育て世帯の経済的負担の軽減 2 子育て世帯の相談・支援の充実 3 保育環境の充実 4 放課後児童対策の推進 5 ひとり親家庭等の支援の充実
	IV 安心して妊娠、出産、子育てできる環境づくり	1 切れ目のない妊娠、出産支援の充実 2 乳幼児、未就学児の健康づくり 3 学童期、思春期のこども、若者の健康づくり 4 配慮が必要なこども・若者への支援の充実 5 安定的な小児医療・周産期医療体制の確保
	V 悩みや不安を抱えるこども・若者に寄り添う支援の推進	1 児童虐待防止対策、ヤングケアラー支援等の充実 2 こどもの貧困対策の推進 3 不登校、ひきこもり等の支援の充実 4 非行防止対策の推進 5 こども・若者の自殺対策の推進

具体的施策	
1 つながりの場づくりの推進	4 活躍したくなる仕組みづくり
2 青少年・若者のボランティア活動の促進	5 多様な体験活動の促進
3 挑戦を応援する仕組みづくり	6 こども・若者の主体性を尊重する仕組みづくり
1 質の高い幼児教育・保育の推進	4 快適な学習環境の整備
2 水戸スタイルの教育の推進	
3 豊かな人間性を育む教育の推進	
1 魅力を感じる多様な働く場の創出	
2 豊かに楽しみながら暮らせるまちの魅力の発信	
3 新生活の支援	

1 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	4 子育てに関する情報発信の充実
2 子育て世帯の交流拠点づくり	
3 子育て世帯が外出しやすい環境づくり	
1 身近に相談できる環境づくり	
1 共働き・共育での推進	
2 性別にかかわらず活躍できる就業環境づくり	
1 家庭、地域の教育力の向上支援	
1 こどもの通学時等の安全対策の充実	
2 犯罪被害防止対策の推進	
1 こども・若者の権利に関する普及・啓発	

1 妊娠、出産に係る経済的負担の軽減	
2 子育てに係る経済的負担の軽減	
1 相談しやすい環境づくり	
2 こども・子育てDXの推進	
1 安心してこどもを預けられる環境づくり	
2 保育サービスの充実	
1 放課後児童の居場所づくり	
1 ひとり親家庭等の支援	
2 経済的な困難を抱える家庭の支援	

1 全ての妊婦・子育て世帯に寄り添う支援	
2 「すまいるママみと」を中心とした妊産婦支援	
3 不妊・不育症治療の支援	
1 乳幼児の健康診査等の支援	
2 育児相談・教室等の充実	
1 学童期、思春期のこどもの健康づくり	
2 若者の健康づくり	
1 発達に不安のあるこどもへの支援	
2 障害児（者）等への支援	
1 小児医療・周産期医療体制の確保	

1 児童虐待防止対策の推進	4 ヤングケアラー支援の推進
2 要保護・要支援児童等への支援	
3 DV被害防止対策の推進	
1 就学、修学支援の推進	
2 生活支援の推進	
1 不登校支援・教育相談体制の充実	
2 こころの健康づくり	
1 非行防止対策の推進	
1 自殺対策の推進	

第3章 施策の展開

基本方針Ⅰ

こども・若者が夢や希望を持ち将来を切り開くことができる環境づくり

- 市民センターこどもスペースの充実とともに、新たなつながりの場づくりを推進します。
- こどものチャレンジを応援するとともに、こどもたちが活躍できる、多様な体験ができる機会を創出します。
- 未来の水戸を創っていくこども・若者の意見の政策への反映に努めます。
- 質の高い幼児教育・保育、水戸スタイルの教育を推進するとともに、快適な学習環境の整備に取り組みます。
- 働き方や結婚、子育てなど、自身の将来について、こどもたちが考えることができる取組等の検討を進めます。
- 創業・スタートアップを支援するとともに、魅力ある働く場のPRを推進するほか、新生活を応援します。

基本施策1 こども・若者がのびのびとチャレンジできる環境づくり

《具体的施策》

Ⅰ-1-1 つながりの場づくりの推進	
事業名	事業概要
市民センターこどもスペースの充実	市民センターにおいて、小学生が放課後等に勉強や遊びなど、自由に過ごすことができる場を提供するとともに、全市民センターへの拡充を図る。
公園等の遊び場の充実	こどもの意見等を踏まえながら、遊具を設置、改修するとともに、安全にボール遊びができるよう防球ネットを整備するなど、遊び場の充実を図る。
学習・生活支援の充実 (別掲Ⅴ-2-1)	地域の学習支援ボランティアを活用し、無料の学習会・生活支援を実施する。
新たなつながりの場づくりの推進 (別掲Ⅴ-2-2)	こども食堂の取組を支援するほか、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちが安全・安心に立ち寄れる居場所づくりを推進する。 あわせて、こどもたちの意見を聴きながら、新たなつながりの場づくりを検討する。

I-1-2 青少年・若者のボランティア活動の促進	
事業名	事業概要
水戸市サブリーンズ会等のボランティア活動の充実	高校生ボランティア団体である「水戸市サブリーンズ会」の活動を支援するとともに、高等学校との連携によるボランティアに参加しやすい環境づくりを進めるなど、ボランティア意識の醸成に努める。
中学生おもてなしボランティア活動の推進	キャリアプランに基づき、中学生のボランティア活動を推進する。

I-1-3 挑戦を応援する仕組みづくり	
事業名	事業概要
奨学金による支援 (別掲V-2-1)	経済的理由により高等学校での修学が困難な生徒に対して、奨学金を支給する。
チャレンジ応援制度の創設	こどもの意見を十分に聴取しながら制度を創設し、こどもの挑戦を応援する。

I-1-4 活躍したくなる仕組みづくり	
事業名	事業概要
活動できる場の情報発信や市民サークル等の交流促進	積極的かつ効果的にボランティア活動の情報を発信するとともに、さまざまな活動を通じた団体間の交流を促進する。
行政、企業、市民団体等の地域プレイヤーとの交流機会の創出	青少年育成団体や市が主催する事業への企画段階からの参画を促進するとともに、地域プレイヤーとの出会いと交流の機会の創出を図る。

Ⅰ－１－５ 多様な体験活動の促進	
事業名	事業概要
青少年育成団体等の活動支援	青少年育成団体等の自主的な活動を支援するとともに、新たな担い手の育成に努める。
少年自然の家における体験活動の充実	豊かな自然と人との交流を通じた魅力ある体験プログラム等の充実を図る。 また、空調設備の整備など、施設の環境整備を推進する。
交流の場の創出	高校生のボランティア活動への参加を通じた、さまざまな大人との交流の機会を創出するほか、若者のボランティア団体である「みと青年会」の活動を支援する。
植物公園、森林公園・周辺地域等における体験の充実	植物公園において、体験型イベント等の充実を図る。 また、森林公園において、周辺の地域資源を生かしたイベント等を実施する。
植物公園、森林公園の再整備	植物公園の第2期リニューアル整備の完了を目指す。 また、森林公園について、新たな再整備プログラムを策定するとともに、民間活力も活用した整備を行う。
芸術文化に親しむ機会の充実	水戸芸術館による「小学生のための演劇鑑賞会」、「中学生のための音楽鑑賞会」等を開催する。
読書活動の推進	乳児へ絵本を配布する「親子で絵本事業」や読み聞かせを実施するとともに、学校図書館支援員による市立小・中学校における読書活動支援を推進する。 また、(仮称)南部図書館の整備の検討を進める。

博物館等の魅力づくり	博物館、内原郷土史義勇軍資料館において、特別展・企画展を実施するとともに、埋蔵文化財センターにおける体験教室等の充実を図る。
スポーツを楽しめる環境づくり	あらゆるスポーツにチャレンジできる環境づくりに取り組むとともに、国際・全国大会等で活躍する選手の育成に努める。 あわせて、プロスポーツチーム等との連携により、「みるスポーツ」の充実を図る。
アダストリアみとアリーナの機能強化	こどもや子育て世帯も利用できる居室スペースを整備する。
運動遊びを楽しめる環境づくり	こども、親子向けのスポーツイベントを開催するとともに、プロスポーツチームによる幼稚園、保育所、小・中学校等を対象としたスポーツ教室を実施する。

I-1-6 こども・若者の主体性を尊重する仕組みづくり

事業名	事業概要
こども・若者の意見の政策反映	メンバー登録制によりアンケートを行う「みとっこ未来クラブ」や市立小・中学校の1人1台端末を活用するなど、こども・若者の意見の聴取を推進するとともに、政策への反映を図る。
若者との協働による政策立案の推進	まちづくりへの意識を醸成するほか、大学生等を対象とした政策提言発表会を開催するなど、若者が政策立案に参加する機会の拡充を図る。
高校生、大学生等との行政懇談会、市政モニター制度による広聴機会の充実	高校生や大学生、若い世代がまちづくりについて、学びを深め、市長と意見交換を行うなど、広聴機会の充実を図る。

基本施策 2 こどもが個性を伸ばし未来を生きる力を身に付けることができる環境づくり

《具体的施策》

I-2-1 質の高い幼児教育・保育の推進	
事業名	事業概要
市立幼稚園・保育所共通教育・保育カリキュラムの推進	市立幼稚園、保育所等において、共通カリキュラムを推進するとともに、指導主事による保育士等への訪問指導を行い、質の高い幼児教育・保育を提供する。
幼児教育から学校教育への円滑な接続の推進	私立幼稚園、民間保育所等と連携しながら、「水戸市アプローチ・スタートカリキュラム」を推進する。

I-2-2 水戸スタイルの教育の推進	
事業名	事業概要
チャレンジプラン(確かな学びと学習意欲を高める教育)の推進	学力向上サポーターを配置するとともに、AIドリルの活用による課題の克服に努める。 あわせて、教育データを活用したきめ細かな学習指導・支援を行うなど、こどもの学力向上を図る。
グローバルプラン(世界で活躍できる資質を磨く教育)の推進	グローバルな社会に対応できる人材を育成するため、英語指導助手(AET)の効果的な活用による英会話力の向上を図るとともに、1人1台端末による情報を活用できる能力の育成に努める。 あわせて、防災リーダー等の次世代リーダーの育成を推進する。
キャリアプラン(郷土を愛し、豊かな感性を磨く教育)の推進	日本遺産や社会科副読本を活用し、郷土水戸を愛する心を育むとともに、水戸芸術館や市民会館と連携した芸術教育を推進する。 また、自然教室等の体験学習の充実を図り、水戸人として必要な資質を育成する。

ふれあいプラン(いのちや人権を大切にする教育)の推進	いじめの未然防止に向け、あいさつ運動を実施するとともに、SNSによるいじめに関する講演会を開催する。あわせて、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、いじめの早期発見、早期対応に取り組む。 また、人権教育等の充実を図る。
----------------------------	---

I-2-3 豊かな人間性を育む教育の推進

事業名	事業概要
水戸産品を取り入れた魅力的な学校給食を通じた食育の推進 (別掲Ⅳ-3-1)	児童生徒への食に係る指導の充実を図るほか、学校給食における地場農産物等の積極的な活用を推進する。
健やかな体づくりの推進 (別掲Ⅳ-3-1)	体力アップ推進プランに基づく取組を実践するなど、学校体育・健康教育の充実を図る。
地域と連携した教育環境づくりの推進	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を推進するとともに、ホームページを活用した情報発信を行う。
体罰や不適切な指導の防止	学校における体罰や不適切な指導の防止に向け、研修を実施するとともに、部活動については、活動方針に基づく指導を推進する。
命を大切にする心を育む動物愛護の推進	動物愛護センターにおいて、親子見学会を開催するほか、小・中学校において、「動物ふれあい教室」を実施するなど、動物愛護の意識の醸成を図る。
環境学習の推進	清掃工場「えこみっと」における施設見学会、千波湖における体験型の学習会等を開催する。 また、学校教育における環境学習・教育の実施により、環境保全に対する意識の醸成を図る。

Ⅰ－２－４ 快適な学習環境の整備	
事業名	事業概要
学校施設長寿命化改良事業	建築後４０年を経過している学校施設について、長寿命化改良事業を推進する。
学校施設緊急安全対策事業	児童生徒の学習環境に直結する施設設備について、集中的に修繕を実施する。
学校施設のバリアフリー化の推進	学校施設の段差解消、屋内運動場への多機能トイレの設置を進める。
屋内運動場への空調設備設置	市立小・中学校全校の屋内運動場に空調設備を設置する。
屋内運動場のトイレ洋式化の推進	市立小・中学校全校の屋内運動場のトイレの洋式化を進める。
学校施設の増改築	児童生徒の増加に伴う校舎の増改築として、酒門小学校、吉沢小学校、第四中学校の増築完了を目指すとともに、飯富小・中学校について、整備に着手する。

基本施策3 若者が自分らしく生き生きと暮らすことができる環境づくり

《具体的施策》

I-3-1 魅力を感じる多様な働く場の創出	
事業名	事業概要
創業・スタートアップ支援の充実	創業相談, 創業期・創業後に活用できる補助金の交付など, 創業者の事業活動の段階に応じた多様な支援を行う。
中小企業の成長支援	産業活性化コーディネーターの企業訪問等による経営力強化の支援とともに, 人手不足の解消, DXの推進に向けた支援など, 事業の継続・拡大を促進する。
企業立地の促進	企業誘致コーディネーターによる誘致活動を進めるとともに, 市独自の企業立地促進補助制度等の活用を促進する。 また, 企業誘致適地登録制度等により, 企業と未利用地のマッチングを図る。
ライフスタイルにあわせた働きやすい環境づくり	国・県, 茨城県社会保険労務士会等と連携しながら, 働き方改革推進に関する周知・啓発を図る。 また, テレワーク導入に係る費用を補助するなど, 多様な働き方の実現を支援する。

I-3-2 豊かに楽しみながら暮らせるまちの魅力の発信	
事業名	事業概要
魅力ある働く場のPR	企業紹介WEBサイトや説明会を通して、企業の情報を発信するほか、事業者に対して、採用力向上セミナーを開催する。
若い世代の「みどりターン」の促進強化	若い世代と本市がつながり続ける新たなプラットフォームを構築し、本市の暮らしや仕事に関する情報を発信することにより、就職による定住及びUターンを促進する。
まちづくりの新たなプレイヤーの発掘・支援	商店街団体や事業者等との連携により、まちなかで活動するプレイヤーの発掘・支援を行うとともに、活動しやすい環境づくりに取り組む。
若い世代に伝わる手法による情報発信	各種 SNS 等の媒体を活用するほか、「広報みと」のデジタル化の推進を図るなど、若い世代にとって分かりやすく、関心を持てるよう工夫しながら、時代やニーズに合わせた情報を発信する。
水戸市の多彩な魅力を発信する特設サイトによる PR	食や芸術、文化、人など、さまざまな視点で水戸市の魅力を集約した特設サイトを開設し、PRを実施する。

I-3-3 新生活の支援	
事業名	事業概要
結婚支援の充実	結婚を希望する若い世代に出会いの機会を提供するとともに、新婚世帯に対して、住宅賃借、引越費用等を支援する。

《目標水準》

指標	現況 (令和5年度末)	目標 (令和 11 年度末)
市がコーディネートするボランティア活動への高校生の参加人数	1,123 人	1,600 人
政策提言発表会への参加者数 (累計)	—	12 組 (120 人)
教育環境(教育施設や教育内容)に満足している市民の割合	25.6% (令和4年度)	50% (令和 10 年度)
学校施設の長寿命化改良実施済数(累計)	校舎 5校 屋内運動場 4校	校舎 9校 屋内運動場 5校
屋内運動場への空調設備設置	整備方針の検討	全校
創業比率(既存企業に対する新規起業の割合)	8.1% (令和元～3年度)	9% (令和 10 年度)

※アンケートなどについては、目標年を調査年に設定しています。

【こども・若者の主な声】

- ・ボール遊びのできる場所, 大きな声を出して遊べる場所がほしい。
- ・学校以外に, 友だちと自由に遊んだり, 話したりできる場所がほしい。
- ・一人で, 友達と, 勉強のできる場所がほしい。
- ・e スポーツ部をつくってほしい。
- ・こども食堂など, こどもが通うことのできるあたたかい場所がほしい。
- ・ボランティア活動の機会を増やしてほしい。
- ・他の学校の人や地域の人など, いろいろな人と関わる機会がほしい。
- ・自分の将来を考えるため, さまざまな仕事を体験する機会, 働く人の話を聞ける機会がほしい。
- ・夢を実現するためのワークショップなどを開催してほしい。
- ・図書館を増やしてほしい。
- ・身近にスポーツや楽器の練習ができる場所がほしい。
- ・こどもが意見を伝える機会を増やしてほしい。
- ・受け継がれてきた伝統など, 水戸の良さをもっとアピールしてほしい。
- ・厳しい校則を見直してほしい。
- ・学校の体育館にエアコンを設置してほしい。校舎を新しくしてほしい。
- ・水戸市の魅力やいろいろな取組をSNSやホームページで発信してほしい。

こども・若者の声について, 以下の施策に反映し実施するとともに, 意見を踏まえた新たな取組の検討を進めます。

- ○つながりの場づくりの推進 (I-1-1)
- 青少年・若者のボランティア活動の促進 (I-1-2)
- 挑戦を応援する仕組みづくり (I-1-3)
- 活躍したくなる仕組みづくり (I-1-4)
- 多様な体験活動の促進 (I-1-5)
- こども・若者の主体性を尊重する仕組みづくり (I-1-6)
- 水戸スタイルの教育の推進 (I-2-2)
- 快適な学習環境の整備 (I-2-4)
- 豊かに楽しみながら暮らせるまちの魅力の発信 (I-3-2)

基本方針Ⅱ

まち全体でこどもを育む環境づくり

- 子育てを助け合うファミリー・サポート・センター事業を実施するほか、「わんぱく・みと」をはじめ、子育て世帯が交流できる拠点づくりを推進します。
- SNS等を活用し、子育てに関する情報について発信するとともに、子育て支援相談員による子育て世帯のニーズに合わせた情報提供を行います。
- 身近な相談先である「こども家庭センター」において、妊産婦や子育て世帯、こどもに対する支援を行います。
- 仕事と家庭の両立に向けた取組を推進するとともに、性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスを大切にできる環境づくりを進めます。
- 訪問型の家庭教育支援に取り組むとともに、地域人材を活用した地域の教育力の向上を支援します。
- 通学路における歩道等の整備を推進するとともに、犯罪被害防止対策に取り組めます。
- こども基本法やこどもの権利条約に関する普及・啓発を進め、まち全体でこどもたちの権利を尊重する意識の醸成を図ります。

基本施策1 子育てを支える環境づくり

《具体的施策》

Ⅱ-1-1 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	
事業名	事業概要
ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育ての援助を受けたい人(利用会員)に対し、援助をしたい人(協力会員)が、こどもの預かりや送迎等の援助活動を行う。
一時預かり、病児・病後児保育の充実、利便性向上	公共施設や保育所等を活用した一時預かり、病児・病後児保育を推進するとともに、サービスの利用手続きのオンライン化を進める。
子育て支援相談員による相談支援の充実(別掲Ⅱ-2-1)	子育て支援相談員等が子育て世帯のサービス利用に関する情報の提供や相談等を行うとともに、実施箇所の拡充を図る。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	保護者の就労の有無に関わらず、月一定時間、柔軟に保育所等を利用できる取組を実施する。

Ⅱ－１－２ 子育て世帯の交流拠点づくり	
事業名	事業概要
「わんぱーく・みと」、「はみんぐぱーく・みと」、 「あかしあ」等の運営充実、環境整備	こどもの遊び場や育児相談等ができる場、多世代が交流する場として、運営充実を図る。あわせて、利用者のニーズを踏まえながら、施設設備の改修を進めるとともに、軒の修繕等を行う。
地域子育て支援拠点事業、市民センター子育て広場等の運営充実	保育所や認定こども園等において、子育てに関する講座や育児相談等を実施するほか、各市民センターにおいて、地域団体が主体となり、子育て中の親子が交流できる広場を運営する。

Ⅱ－１－３ 子育て世帯が外出しやすい環境づくり	
事業名	事業概要
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	バリアフリー環境の整備を推進するほか、小・中学校において、公共交通に係るバリアフリー教室を開催する。
心のバリアフリーのまちづくり	障害児(者)差別解消相談窓口における相談支援を行うとともに、障害児(者)に関する理解を促進する講座等を開催する。 あわせて、合理的配慮の提供に取り組む事業者に対する支援を行う。

Ⅱ－１－４ 子育てに関する情報発信の充実	
事業名	事業概要
SNS 等を活用した子育てに関する情報の発信	こどもの遊び場や相談窓口、サービスなど、子育てに関する情報について、SNS や「みとっこ子育て応援アプリ」、子育て支援サイト「水戸市子育てナビみとっこ1丁目」等を活用し、効果的に発信を行う。
子育て支援アプリ「みとっこ子育て応援アプリ」の機能拡充 (別掲Ⅲ－２－２)	こどもの年齢に応じた情報を提供するとともに、各種給付申請など保護者のニーズを踏まえながら、機能の拡充を図る。
子育て支援サイト「水戸市子育てナビみとっこ1丁目」の充実 (別掲Ⅲ－２－１, Ⅳ－１－１)	子育て世帯の多様なニーズに対応した各種サービスについて、分かりやすく情報を発信するとともに、情報内容の充実を図る。
多様な相談先に関する情報発信 (別掲Ⅱ－２－１)	「みとっこ子育て応援アプリ」、子育て支援サイト「水戸市子育てナビみとっこ1丁目」、SNS などを活用して、多様な相談先に関する情報発信を行う。
子育て支援相談員による情報の提供	子育て支援相談員がサービスや教室、遊び場など、子育て世帯のニーズに合わせた情報を提供する。

基本施策2 悩みや不安を相談しやすい環境づくり

《具体的施策》

Ⅱ-2-1 身近に相談できる環境づくり	
事業名	事業概要
「こども家庭センター」における相談支援 (別掲Ⅲ-2-1, IV-1-1, V-1-1, V-1-2)	児童福祉と母子保健を一体的に推進する「こども家庭センター」において、個々の家庭に応じた相談支援を行う。
「わんぱく・みと」、「はみんぐぱく・みと」、「あかしあ」等における相談の充実	「わんぱく・みと」、「はみんぐぱく・みと」、「あかしあ」、地域子育て支援拠点等において、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う。
子育て支援相談員による相談支援の充実 (別掲Ⅱ-1-1)	子育て支援相談員等が子育て世帯のサービス利用に関する情報の提供や相談等を行うとともに、実施箇所の拡充を図る。
子育てに関するオンライン相談窓口の開設 (別掲Ⅲ-2-1, IV-2-2)	子育てに関する悩みや不安を相談できるオンライン相談窓口を設置する。
多様な相談先に関する情報発信 (別掲Ⅱ-1-4)	「みとっこ子育て応援アプリ」、子育て支援サイト「水戸市子育てナビみとっこ1丁目」、SNSなどを活用して、多様な相談先に関する情報発信を行う。

基本施策3 子育てと仕事を両立できる環境づくり

《具体的施策》

Ⅱ－３－１ 共働き・共育での推進	
事業名	事業概要
仕事と家庭の両立の推進	市内中小企業に対して、育児休業取得やくるみん認定の取得促進に資する支援策の周知を行うほか、茨城県社会保険労務士会等との連携によりセミナーや相談会を開催する。
Ⅱ－３－２ 性別にかかわらず活躍できる就業環境づくり	
事業名	事業概要
性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスを大切にできる環境づくり	市内中小企業に対して、国の育児・介護休業制度の整備等に向けた情報提供を行うとともに、働き方改革等に関するセミナーを開催する。
女性の就業支援, キャリアアップ講座の開催	女性の復職, 起業, キャリアアップに関する講座を開催するとともに、労働に関する悩みや問題に対する相談支援を行う。

基本施策4 家庭、地域の教育力の向上支援

《具体的施策》

Ⅱ－４－１ 家庭、地域の教育力の向上支援	
事業名	事業概要
家庭教育講演会、家庭教育学級等の推進	市民センター等において、家庭教育講演会や家庭教育学級などを開催するほか、私立幼稚園、民間保育所等において、出前講座を行う。
訪問型家庭教育支援事業の推進	悩みを持ち、支援を希望することものいる家庭に対し、家庭教育支援員が家庭や市民センターなどを訪問し、個別相談等を実施する。
地域人材を活用した地域の教育力向上支援	講座や研修会等により、地域におけるさまざまな取組の担い手となる人材を育成し、地域の教育力の向上を図る。

基本施策5 こどもの安全を確保する環境づくり

《具体的施策》

Ⅱ－5－1 こどもの通学時等の安全対策の充実	
事業名	事業概要
交通安全意識の普及・啓発	学校等において参加・実践型の交通安全教室を開催し、交通ルールや自転車の乗り方などの指導を行うほか、警察や水戸地区交通安全協会水戸支部と連携した啓発活動を実施する。
スクールゾーン、ゾーン30プラス、キッズゾーンの整備	市立小・中学校、PTA、警察等と連携し、通学路の調査を行いながら、スクールゾーン、ゾーン30プラスの整備を進める。 また、キッズゾーンにおける安全対策を推進する。
通学路における歩道等の整備	市立小・中学校、PTA、警察等と連携し、通学路の調査を行いながら、歩道やガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を推進する。
スクールガードによる見守り活動の促進	登下校時における子どもたちの安全を見守るスクールガードの活動を促進する。

Ⅱ－５－２ 犯罪被害防止対策の推進	
事業名	事業概要
自主防犯活動の推進	地域の犯罪を未然に防ぎ、こどもたちの安全を守るため、自主防犯活動団体によるパトロール等を促進する。
犯罪の未然防止に向けた市民、地域、関係団体等の連携強化	安全なまちづくりモデル地区において、町内会、小・中学校、自主防犯活動団体等との協働による犯罪の未然防止に向けた取組を推進するとともに、その成果を他地域においても展開する。
防犯設備の充実	犯罪の未然防止や歩行時等の安全確保に向け、地域と連携しながら、LED防犯灯の新設等を促進するとともに、防犯カメラの設置拡大に取り組む。
消費者教育の推進	中学生、高校生に対し、成年年齢引き下げを踏まえた意識啓発を推進するとともに、保護者に向けて、こどもの消費トラブルに関する情報提供を行う。 また、デジタル化による消費者トラブルやその対処法等についての出前講座を実施する。

基本施策６ こども・若者の権利に関する普及・啓発

《具体的施策》

Ⅱ－６－１ こども・若者の権利に関する普及・啓発	
事業名	事業概要
こども基本法やこどもの権利条約に関する普及・啓発	こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するため、こども基本法やこどもの権利条約に関して、市ホームページ、SNSを活用した情報発信を行うなど、普及・啓発を推進する。

《目標水準》

指標	現況 (令和5年度末)	目標 (令和11年度末)
子育て支援・多世代交流事業利用者数	56,517人	104,000人
男性の育児休業取得率(民間企業)	27.4% (令和3年度)	50% (令和10年度)
家庭教育講演会, 家庭教育学級等の開催件数	134回/年	150回/年
こども基本法に関する普及・啓発の実施	—	3回/年

※アンケートなどについては、目標年を調査年に設定しています。

【こども・若者の主な声】

- ・育休の拡大など, 会社等における子育て支援を促進してほしい。
- ・こどもの遊び場やこどもが参加できるイベントについての情報が知りたい。
- ・費用の助成や手当等についての情報が知りたい。
- ・歩道や自転車道を広くしてほしい。
- ・自転車で通学するときの道を整備してほしい。
- ・道路の段差をなくしてほしい。
- ・横断歩道で車が止まるなど交通ルールを守ってほしい。
- ・事故のよく起こる場所, 薄暗い場所を減らしてほしい。
- ・防犯灯を増やしてほしい。

こども・若者の声について、以下の施策に反映し実施するとともに、意見を踏まえた新たな取組の検討を進めます。

- ○子育て世帯が外出しやすい環境づくり(Ⅱ-1-3)
- 子育てに関する情報発信の充実(Ⅱ-1-4)
- 共働き・共育での推進(Ⅱ-3-1)
- こどもの通学時等の安全対策の充実(Ⅱ-5-1)
- 犯罪被害防止対策の推進(Ⅱ-5-2)

基本方針Ⅲ

こどもを健やかに育てることのできる環境づくり

- 妊婦支援給付金, 新入生応援金の給付のほか, 市立小・中学校における給食費の無償化に取り組むなど, 子育て世帯の経済的負担の軽減を推進します。
- 相談支援体制の充実を図るほか, 各種手続きのオンライン化を進めるとともに, 通知等のデジタル化を推進します。
- 保育所待機児童ゼロを達成するとともに, 延長保育や休日保育など, 保育サービスの充実を図ります。
- 放課後学級待機児童ゼロを継続するとともに, 質の高い放課後学級運営を推進します。
- ひとり親世帯の個々の課題に応じた自立・就労支援に取り組むほか, 経済的な困難を抱える家庭に対し, 就学に係る費用や大学受験料等を支援します。

基本施策1 子育て世帯の経済的負担の軽減

《具体的施策》

Ⅲ-1-1 妊娠, 出産に係る経済的負担の軽減	
事業名	事業概要
妊婦支援給付金, 出産育児一時金の給付	妊婦に対し, 妊婦支援給付金を支給するほか, 国民健康保険加入者の出産費用に対して一時金を支給する。
妊産婦健康診査の支援 (別掲Ⅳ-1-2)	妊婦一般健康診査及び妊婦歯科健康診査, 産婦健康診査に係る費用を助成するとともに, 産後の初期段階における母子のリスクの早期発見・早期支援に努める。 また, 経済的な困難を抱える妊婦に対する支援を行う。
不妊治療費, 不育症治療費の助成	一般不妊治療費, 不妊ステップアップ治療費とともに, 不育症治療費の助成を行う。
妊産婦に係る医療福祉費の助成(妊産婦マル福)	産科・婦人科や調剤薬局等における保険診療分の一部負担金に対する助成を行う。

Ⅲ－１－２ 子育てに係る経済的負担の軽減	
事業名	事業概要
新入生応援金の給付	経済的負担の軽減を図るため、学びの環境を整えるための支援として、小・中学校の入学時に監護者に対し、応援金を支給する。
0～2歳児保育料の軽減, 段階的無償化	0～2歳児の保育料を軽減するほか、第2子の保育料の無償化をはじめとする段階的な保育料の無償化を検討する。
市立小・中学校給食費の無償化	市立中学校給食費の無償化を継続するとともに、市立小学校給食費の無償化を実施する。
こどもに係る医療福祉費の助成(こどもマル福)	18歳までの外来・入院、調剤に係る保険診療分の一部負担金に対する助成を行うとともに、助成拡大に向けた検討を進める。
こどもの健全育成に向けた手当の給付	児童手当, 児童扶養手当, 遺児養育手当を支給する。
子育て世帯の住まいの支援	子育て世帯向けに整備した市営砂久保住宅, 特定市営大山台住宅を子育て応援住宅として運用するほか、まちなかにおける住宅の取得費用を補助する。

基本施策２ 子育て世帯の相談・支援の充実

《具体的施策》

Ⅲ－２－１ 相談しやすい環境づくり	
事業名	事業概要
「こども家庭センター」における相談支援 (別掲Ⅱ－２－１, Ⅳ－１－１, Ⅴ－１－１, Ⅴ－１－２)	児童福祉と母子保健を一体的に推進する「こども家庭センター」において、個々の家庭に応じた相談支援を行う。
妊娠期から切れ目のない支援の推進 (別掲Ⅳ－１－２)	要支援妊産婦について、医療機関等と連携しながら、妊娠期から産後までの切れ目のない支援を行う。
伴走型相談支援の充実 (別掲Ⅳ－１－１)	妊娠届出時、妊娠８か月頃、出生後４か月以内における面談とともに、継続的な相談支援を行うなど、妊婦・子育て世帯に寄り添った支援を行う。
子育て世帯訪問による支援の推進 (別掲Ⅳ－１－１, Ⅴ－１－１, Ⅴ－１－２, Ⅴ－１－４)	訪問支援員が子育て世帯の抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う。 また、子育て支援アドバイザーによる養育支援家庭訪問を実施する。
身近な場所における相談支援体制の充実	「わんぱーく・みと」、「はみんぐぱーく・みと」、「あかしあ」、地域子育て支援拠点等において、相談支援を行う。
子育てに関するオンライン相談窓口の開設 (別掲Ⅱ－２－１, Ⅳ－２－２)	子育てに関する悩みや不安を相談できるオンライン相談窓口を設置する。
子育て支援サイト「水戸市子育てナビみとっこ1丁目」の充実 (別掲Ⅱ－１－４, Ⅳ－１－１)	子育て世帯の多様なニーズに対応した各種サービスについて、分かりやすく情報を発信するとともに、情報内容の充実を図る。

Ⅲ－２－２ こども・子育て DX の推進	
事業名	事業概要
子育て支援アプリ「みとっこ子育て応援アプリ」の機能拡充 (別掲Ⅱ－１－４)	こどもの年齢に応じた情報を提供するとともに、各種給付申請など保護者のニーズを踏まえながら、機能の拡充を図る。
各種サービス、相談窓口のWeb予約の拡充	一時預かりや育児教室、こどもの発達相談をはじめ、各種サービス、相談のWeb予約の拡充を図る。
各種申請手続き等のオンライン化の推進	保育所等利用申込み、放課後学級利用申請など、各種申請手続きのオンライン化を推進する。
通知等のデジタル化の推進	子育てに係る通知のデジタル化を図るとともに、学校・保護者間連絡ツールの機能の拡充を図る。
オンライン相談窓口の開設	子育てに関する不安や悩み、DV被害等について、相談できるオンライン相談窓口を設置する。

基本施策3 保育環境の充実

《具体的施策》

Ⅲ-3-1 安心してこどもを預けられる環境づくり	
事業名	事業概要
保育所待機児童ゼロの達成及び継続	保育コンシェルジュを配置し、希望施設と受入可能施設のミスマッチの解消等に努め、保育所待機児童ゼロを達成するとともに、継続する。
保育士の就労支援	保育士等就労支援補助金等を交付するとともに、ハローワークと連携し、施設見学ツアーを実施するなど、保育士確保に向けた取組を推進する。
市立保育所等におけるDXの推進	市立保育所等に保育業務支援システムを導入するなど、DXを推進する。
園外活動時の安全対策	横断旗の活用、キッズゾーンの周知など、園外活動中の交通事故防止に向けた安全対策を推進する。
保育施設の環境整備	市立保育所等において、空調設備の設置、床暖房や給食調理室の改修を行うほか、園庭の遊具の更新等を行う。 また、老朽化した民間保育所の改築支援を行う。
保育施設の安全対策	市立保育所等において、防犯カメラの増設等を進めるほか、民間保育所等に対し、安全対策に係る助言を行うとともに、事故防止のための巡回訪問を実施する。
市立保育所のあり方の検討	保育ニーズを踏まえた市立保育所のあり方について、検討を進める。

保育所等利用申込みのオンライン化の推進	LINEを活用した申込書の作成支援を実施するとともに、申込みのオンライン化を推進する。
---------------------	---

Ⅲ－３－２ 保育サービスの充実

事業名	事業概要
延長保育の実施	延長保育を実施するとともに、延長保育時間の拡充を図る。
休日保育の拡充	利用ニーズの高まる日曜日及び祝日における休日保育について、拡充を図る。
市立幼稚園における預かり保育の充実	市立幼稚園における預かり保育について、時間延長及び長期休業中の実施に向けた検討を進め、事業の拡大を図る。
障害児保育事業の推進	集団保育が可能な軽・中程度の障害のあるこどもを受け入れる民間保育所等に対する支援を行う。

基本施策4 放課後児童対策の推進

《具体的施策》

Ⅲ－４－１ 放課後児童の居場所づくり	
事業名	事業概要
放課後学級待機児童ゼロの継続	利用希望者の増加に応じ、学級数を拡充するなど、放課後学級待機児童ゼロを継続する。
放課後学級と放課後子ども教室の一体的な運営による内容の充実	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用した地域との連携の強化を図りながら、放課後子ども教室、放課後学力サポート事業の拡充に努める。
民間学童クラブへの支援	民間学童クラブの運営費を補助するとともに、訪問指導員による支援、指導を行う。
質の高い放課後学級運営の推進	訪問指導員の定期的な巡回により、放課後児童支援員への助言、指導等を実施するとともに、放課後児童支援員認定資格研修の受講勧奨を行う。
放課後学級の環境整備	トイレの改修やひさしの設置など、放課後学級専用棟の環境整備を推進する。
放課後学級利用申請等のオンライン化の推進	放課後学級利用申請や変更手続きのオンライン化を推進する。

基本施策5 ひとり親家庭等の支援の充実

《具体的施策》

Ⅲ－５－１ ひとり親家庭等の支援	
事業名	事業概要
母子・父子自立支援プログラムによる経済的自立の支援	ひとり親世帯の個々の課題に応じたプログラムを策定し、自立・就労支援を行う。 また、「つなぐハローワークみと」と連携した就業支援を行う。
就職に向けた資格取得に関する各種給付金事業の推進	高等職業訓練促進給付金や高校卒業認定試験に係る給付金を支給する。
ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	就職活動等を行う家庭に対し、家事、介護その他の日常生活における生活援助、子育て支援を行う。
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	母子家庭、父子家庭等のこどもの就学支度や修学、就業等に係る資金の貸付けを行う。
各種手当の給付、医療福祉費の助成	児童扶養手当、遺児養育手当のほか、交通遺児就学奨励金を支給する。 また、医療機関や調剤薬局等における保険診療分の一部負担金に対する助成を行う。
ひとり親家庭支援団体に対する支援	市母子寡婦福祉会等のひとり親家庭支援団体の運営を支援する。
養育費の受け取り支援	養育費の取り決めの重要性等について情報提供するとともに、養育費等の確保に向けた支援を行う。

Ⅲ－５－２ 経済的な困難を抱える家庭の支援

事業名	事業概要
就学援助制度による支援 (別掲Ⅴ－２－１)	経済的に困難な家庭に対し、就学援助費を支給する。
生活保護世帯に対する就学等の支援 (別掲Ⅴ－２－１)	義務教育に必要な費用及び高等学校就学に係る費用の扶助とともに、大学等への進学、就職に伴う転居や学用品に係る費用の支援を行う。
子育て中の生活困窮世帯に対する相談支援 (別掲Ⅴ－２－２)	食糧支援、生活福祉資金貸付制度等の案内などの相談支援を行う。
ハローワークと連携した就業支援	「つなぐハローワークみと」において、生活困窮世帯やひとり親家庭に対する就業支援を推進する。
幼稚園、保育所等の利用者に対する日用品の購入等に係る支援	経済的に困難な家庭に対し、日用品等の購入や行事の参加に係る費用など、実費徴収に係る補足給付を行う。
大学等受験料及び模擬試験受験料の補助 (別掲Ⅴ－２－１)	ひとり親家庭等に対し、大学等受験料及び模擬試験受験料の補助を行う。

《目標水準》

指標	現況 (令和5年度末)	目標 (令和11年度末)
子育て世帯の経済的負担の軽減	小・中学校新入生応援金の給付、市立中学校給食費の無償化	市立小学校給食費の無償化、保育料の段階的無償化
放課後学級待機児童数 (4月1日)	ゼロ(令和6年4月1日)	ゼロ
保育所待機児童数 (4月1日)	1人(令和6年4月1日)	ゼロ
母子・父子自立支援プログラム策定件数	—	20件/年

【こども・若者の主な声】

- ・金銭的な理由により、こどもを生み育てることをあきらめることがないよう支援してほしい。
- ・保育料に対する補助をしてほしい。
- ・こどもを安心して預けられるよう、保育士の確保に取り組んでほしい。
- ・放課後に図書室、音楽室を開放してほしい。
- ・放課後や休みの日に学校の校庭、体育館で遊びたい。

こども・若者の声について、以下の施策に反映し実施するとともに、意見を踏まえた新たな取組の検討を進めます。

- ○妊娠、出産に係る経済的負担の軽減（Ⅲ－１－１）
- 子育てに係る経済的負担の軽減（Ⅲ－１－２）
- 安心してこどもを預けられる環境づくり（Ⅲ－３－１）
- 放課後児童の居場所づくり（Ⅲ－４－１）

基本方針Ⅳ

安心して妊娠, 出産, 子育てできる環境づくり

- 全ての妊婦・子育て世帯に寄り添う伴走型相談支援の充実を図ります。
- 「すまいるママみと」を中心とした妊娠期から産後までの切れ目のない支援とともに、不妊・不育症治療に対する支援を推進します。
- 乳幼児の健康診査等を支援するとともに、保健師等による育児相談や親同士の交流の場となる育児教室を実施します。
- 学校給食を通じた食育を推進するほか、若者に対する健康診査の受診勧奨を進めます。
- こども発達支援センターにおける発達相談、療育・言語指導を推進するとともに、障害福祉サービス等の充実を図ります。
- 小児・産婦人科医等の確保に向けた取組を進めるとともに、休日夜間緊急診療所の運営を推進します。

基本施策１ 切れ目のない妊娠, 出産支援の充実

《具体的施策》

Ⅳ－１－１ 全ての妊婦・子育て世帯に寄り添う支援	
事業名	事業概要
「こども家庭センター」における相談支援 (別掲Ⅱ－２－１, Ⅲ－２－１, Ⅴ－１－１, Ⅴ－１－２)	児童福祉と母子保健を一体的に推進する「こども家庭センター」において、個々の家庭に応じた相談支援を行う。
伴走型相談支援の充実 (別掲Ⅲ－２－１)	妊娠届出時, 妊娠 8 か月頃, 出生後 4 か月以内における面談とともに、継続的な相談支援を行うなど、妊婦・子育て世帯に寄り添った支援を行う。
子育て世帯訪問による支援の推進 (別掲Ⅲ－２－１, Ⅴ－１－１, Ⅴ－１－２, Ⅴ－１－４)	訪問支援員が子育て世帯の抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う。 また、子育て支援アドバイザーによる養育支援家庭訪問を実施する。
子育て支援サイト「水戸市子育てナビみとっこ1丁目」の充実 (別掲Ⅱ－１－４, Ⅲ－２－１)	子育て世帯の多様なニーズに対応した各種サービスについて、分かりやすく情報を発信するとともに、情報内容の充実を図る。

子育て短期支援事業(ショートステイ, トワイライトステイ)の推進 (別掲Ⅴ-1-1)	一時的にこどもの養育が困難になった場合に、乳児院や児童養護施設等においてこどもを預かり、こどもや子育て世帯を支援する。
---	---

Ⅳ-1-2 「すまいるママみと」を中心とした妊産婦支援

事業名	事業概要
妊娠期から切れ目のない支援の推進 (別掲Ⅲ-2-1)	要支援妊産婦について、医療機関等と連携しながら、妊娠期から産後までの切れ目のない支援を行う。
産後ケア事業の充実	心身の不調や育児不安等がある出産後1年未満の産婦及び乳児に対し、医療機関等において、通所、訪問、宿泊でのサポートを実施する。
妊産婦健康診査の支援 (別掲Ⅲ-1-1)	妊婦一般健康診査及び妊婦歯科健康診査、産婦健康診査に係る費用を助成する。 また、産後の初期段階における母子のリスクの早期発見・早期支援に努める。 また、経済的な困難を抱える妊婦に対する支援を行う。

Ⅳ-1-3 不妊・不育症治療の支援

事業名	事業概要
一般不妊治療費の助成	一般不妊に係る検査及び治療費について助成を行う。
不妊ステップアップ治療費の助成	生殖補助治療とともに、その過程で行った男性不妊治療に係る治療費について助成を行う。
不育症治療費の助成	不育症に係る検査及び治療費について助成を行う。

基本施策２ 乳幼児，未就学児の健康づくり

《具体的施策》

Ⅳ－２－１ 乳幼児の健康診査等の支援	
事業名	事業概要
乳幼児健康診査受診の促進	1か月児健康診査をはじめとする各種健康診査において，安全・安心に受診できる体制づくりとともに，受診率向上のための取組を進める。 また，5歳児健康診査を実施し，就学前までの切れ目のない健康診査を推進する。
新生児聴覚検査の支援	聴覚検査費用を助成し，先天的聴覚障害の早期発見・早期療養を促進する。
食育の推進	乳幼児からの食を通じた健康づくりとして，食育に関する情報発信の充実を図る。
予防接種体制の充実 (別掲Ⅳ－３－１)	定期接種について，リーフレットの配布等による知識の啓発，接種勧奨を実施するとともに，任意接種に対する一部公費負担を行う。

Ⅳ－２－２ 育児相談・教室等の充実	
事業名	事業概要
育児相談の推進	保健師，管理栄養士による育児相談，栄養相談等を実施するとともに，支援が必要なことにも対する相談支援を行う。
育児教室の開催	親子，親同士の交流を図るとともに，育児情報を提供するめだか教室，離乳食の進め方の講話等を行うトライ離乳食教室を開催する。
乳幼児訪問指導の推進	助産師による新生児訪問指導等を行う乳児家庭全戸訪問とともに，支援を必要とする幼児家庭への訪問を行い，切れ目のない支援を行う。

子育てに関するオンライン相談窓口の開設 (別掲Ⅱ－２－１, Ⅲ－２－１)	子育てに関する悩みや不安を相談できるオンライン相談窓口を設置する。
---	--

基本施策3 学童期，思春期のこども，若者の健康づくり

《具体的施策》

Ⅳ－３－１ 学童期，思春期のこどもの健康づくり	
事業名	事業概要
学校保健の充実	小児生活習慣病予防健診や中学生に対する貧血検査，ピロリ菌検査を実施するとともに，歯と口の健康づくりを推進する。
健やかな体づくりの推進 (別掲Ⅰ－２－３)	体力アップ推進プランに基づく取組を実践するなど，学校体育・健康教育の充実を図る。
水戸産品を取り入れた魅力的な学校給食を通じた食育の推進 (別掲Ⅰ－２－３)	児童生徒への食に関する指導の充実を図るとともに，学校給食における地場農産物等の積極的な活用を推進する。
予防接種体制の充実 (別掲Ⅳ－２－１)	定期接種について，リーフレットの配布等による知識の啓発，接種勧奨を実施するとともに，任意接種に対する一部公費負担を行う。

Ⅳ－３－２ 若者の健康づくり	
事業名	事業概要
健康診査・がん検診等の受診勧奨	生活習慣病やがんの予防に関する普及・啓発，受診勧奨等を推進する。
食育の充実	一人暮らしの若者向けの簡単レシピを配信するとともに，大学等と連携し，学生のアイデアを活用した食育の発信等を行う。
性感染症等の相談	感染症や予防接種に関する知識の普及・啓発を推進するとともに，相談窓口に関する情報発信を行う。 また，SNS等を活用するなど，気軽に相談できる環境づくりを進める。

基本施策4 配慮が必要なこども・若者への支援の充実

《具体的施策》

Ⅳ－４－１ 発達に不安のあるこどもへの支援	
事業名	事業概要
こども発達支援センター「すくすく・みと」における発達相談・支援の充実	社会福祉士、臨床心理士による発達相談のほか、言語聴覚士による言語指導、療育指導を行う。
発達支援教室、言語指導教室の充実	こども発達支援センター分室において、体制の充実に図りながら、療育指導、言語指導を行う。

Ⅳ－４－２ 障害児(者)等への支援	
事業名	事業概要
一人一人の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育の充実	特別な配慮を必要とする児童生徒が安心して学校に通えるよう、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員による支援を行う。
相談支援の充実	基幹相談支援センターにおける相談支援のほか、地域生活支援拠点等の構築について事業者等と連携・協議しながら、取組を推進する。
障害福祉サービス等の充実	居宅介護、児童発達支援等のサービスを提供するほか、補装具費等を支給するとともに、自立支援医療費、医療福祉費を助成する。 また、移動支援等の地域生活支援事業の充実に図る。
医療的ケア児に対する支援の推進	適切な支援について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と協議を行うとともに、相談支援を担う専門職員の質の向上を図る。
小児慢性特定疾病児に対する支援の推進	医療費を助成するとともに、日常生活用具費を支給するほか、療育相談や講座等の取組を推進する。

難病対策の充実	難病患者見舞金を支給するなど、難病患者の生活を支援する。
意思疎通支援の充実	手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者や点訳ボランティア等を養成するとともに、意思疎通支援従事者の派遣を推進する。
成年後見制度の利用促進	制度の普及・啓発、相談支援を推進するとともに、市民後見人の育成・支援に取り組む。
障害者の雇用促進	地域自立支援協議会、ハローワーク、特別支援学校等が連携し、一般事業所への就労に係る課題を検討しながら、障害者の雇用を促進する。
障害者の収入拡大に向けた取組の推進	市障害者共同受発注センターにおいて、販路の拡大、商品力向上等に取り組む。
スポーツ、文化活動等を通じた社会参加の促進	市パラスポーツ・レクリエーション大会を開催するとともに、スポーツ仕様補装具購入費を補助する。

基本施策5 安定的な小児医療・周産期医療体制の確保

《具体的施策》

Ⅳ－5－1 小児医療・周産期医療体制の確保	
事業名	事業概要
小児・産婦人科医等の確保に向けた医師修学資金貸与制度の推進	小児・産婦人科医等の確保に向けた医師修学資金を貸与するとともに、大学と連携し、キャリア支援を行う。
産婦人科医の雇用支援	大学から派遣される産婦人科医の雇用を支援するなど、安定的な周産期医療提供体制の確保・維持を図る。
医療機関開設等に対する補助	小児科や産婦人科の医療を提供する医療機関について、新築、増築等に係る費用に対する補助を行う。
休日夜間緊急診療所の運営	休日夜間緊急診療所を安定的に運営するとともに、オンライン受付など、デジタル技術を活用した受療環境の向上を図る。

《目標水準》

指標	現況 (令和5年度末)	目標 (令和11年度末)
伴走型支援の面談実施割合	妊娠届出時 100% 妊娠中期 80.8% 出生後 100%	100%
産後のケア・指導を十分に受けたと 感じる妊婦の割合	88.8%	91%
3歳児健康診査の受診率	91.1%	95%
「茨城を食べようウィーク」におけ る学校給食の地場産物の活用割 合	77.3%	80%
専門職による発達相談件数(年 間)	934 件	950 件
医療機関開設等に対する補助	—	小児科1件 産婦人科1件

【こども・若者の主な声】

- ・マタニティ教室など、妊婦に対するサービスについて情報を発信してほしい。
- ・不妊治療費の助成にもっと力を入れてほしい。
- ・子育てについて、メールやチャットなど、オンラインで相談したい。
- ・食べ物の大切さを学ぶ授業など、食育を充実してほしい。
- ・障害がある人も友だちと遊べるようにしてほしい。

こども・若者の声について、以下の施策に反映し実施するとともに、意見を踏まえた新たな取組の検討を進めます。

- ○全ての妊婦・子育て世帯に寄り添う支援（Ⅳ－１－１）
- 不妊・不育症治療の支援（Ⅳ－１－３）
- 育児相談・教室等の充実（Ⅳ－２－２）
- 学童期、思春期のこどもの健康づくり（Ⅳ－３－１）
- 障害児（者）等への支援（Ⅳ－４－２）

基本方針V

悩みや不安を抱えるこども・若者に寄り添う支援の推進

- 関係機関や地域とのネットワークの強化を図るなど、児童虐待防止対策を推進するほか、DV防止に向けた若年層等への啓発に取り組みます。
- オンライン相談窓口を開設するなど、ヤングケアラー支援を推進します。
- ボランティアを活用した無料の学習会・生活支援を実施するとともに、生活困窮世帯に対する相談支援を進めます。
- 校内フリースクールの市立小学校への拡充を図るとともに、こころの健康相談やひきこもり支援事業を推進します。
- 青少年相談員や事業者等と連携し、非行防止に取り組みます。
- ゲートキーパー等の人材育成とともに、SNS等を活用した相談しやすい環境づくりを進めるなど、自殺対策を推進します。

基本施策1 児童虐待防止対策、ヤングケアラー支援等の充実

《具体的施策》

V-1-1 児童虐待防止対策の推進	
事業名	事業概要
「こども家庭センター」における相談支援 (別掲Ⅱ-2-1, Ⅲ-2-1, IV-1-1, V-1-2)	児童福祉と母子保健を一体的に推進する「こども家庭センター」において、個々の家庭に応じた相談支援を行う。
要保護児童及びDV対策地域協議会の運営 充実 (別掲V-1-2)	児童相談所や警察等の関係機関、地域とのネットワークの強化を図るとともに、児童虐待、DV防止に向けた啓発を行う。
子育て世帯訪問による支援の推進 (別掲Ⅲ-2-1, IV-1-1, V-1-2, V-1-4)	訪問支援員が子育て世帯の抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う。 また、子育て支援アドバイザーによる養育支援家庭訪問を実施する。
オレンジリボンキャンペーンの推進	イベント会場等における啓発物の配布とともに、水戸芸術館等におけるオレンジライトアップを実施するなど、児童虐待防止に係る啓発を行う。

子育て短期支援事業(ショートステイ, トワイライトステイ)の推進 (別掲Ⅳ-1-1)	一時的にこどもの養育が困難になった場合に, 乳児院や児童養護施設等においてこどもを預かり, こどもや子育て世帯を支援する。
他市区町村との連携による継続した支援	転入元, 転出先の市区町村との情報共有を図り, 要保護児童等に対する継続した支援を行う。

V-1-2 要保護・要支援児童等への支援	
事業名	事業概要
「こども家庭センター」における相談支援 (別掲Ⅱ-2-1, Ⅲ-2-1, Ⅳ-1-1, V-1-1)	児童福祉と母子保健を一体的に推進する「こども家庭センター」において, 個々の家庭に応じた相談支援を行う。
虐待被害にあったこどもの安全確保	児童虐待に係る通告に対して, 速やかにこどもの安全を確認するとともに, 児童相談所や警察と連携し, 適切にこどもの安全を確保する。
DV 被害者とそのこどもへの適切な支援	市配偶者暴力相談支援センターにおいて, DV被害者の相談支援を行う。 また, そのこどもに対し, 「こども家庭センター」における相談支援を行う。
要保護児童及びDV対策地域協議会の運営充実 (別掲V-1-1)	児童相談所や警察等の関係機関, 地域とのネットワークの強化を図るとともに, 児童虐待, DV防止に向けた啓発を行う。
子育て世帯訪問による支援の推進 (別掲Ⅲ-2-1, Ⅳ-1-1, V-1-1, V-1-4)	訪問支援員が子育て世帯の抱える不安や悩みを傾聴するとともに, 家事・育児等の支援を行う。 また, 子育て支援アドバイザーによる養育支援家庭訪問を実施する。
児童虐待対応職員の専門性の強化	外部有識者による研修等により, 児童虐待対応にあたる職員の知識や対応力の向上を図る。

社会的養育の推進	国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、こどもが健やかに養育されるよう、里親制度等の周知と活用を図る。
----------	--

V-1-3 DV被害防止対策の推進	
事業名	事業概要
DV被害に関するオンライン相談窓口の開設	DV被害について相談できるオンライン相談窓口を設置する。
DV防止に向けた若年層等への啓発	デートDV、性暴力等の予防に向け、若年層に対する講座を開催するなど、啓発活動を推進する。
パープルリボンキャンペーンの推進	イベント会場等における啓発物の配布とともに、水戸芸術館等におけるパープルライトアップを実施するなど、女性に対する暴力に係る啓発を行う。

V-1-4 ヤングケアラー支援の推進	
事業名	事業概要
こども・若者が相談できるオンライン相談窓口の開設	家族のケアなどで悩みを抱えるこども・若者自身が相談できるオンライン相談窓口を設置する。
ヤングケアラーの早期発見・支援, 意識啓発の推進	ヤングケアラーに関する実態把握に取り組みながら, 早期発見・支援に努める。 また, 教職員やケアマネジャーをはじめ, 関係機関の職員向けの研修会を開催するなど, ヤングケアラーの問題についての周知を図る。
子育て世帯訪問による支援の推進 (別掲Ⅲ-2-1, IV-1-1, V-1-1, V-1-2)	訪問支援員が子育て世帯の抱える不安や悩みを傾聴するとともに, 家事・育児等の支援を行う。 また, 子育て支援アドバイザーによる養育支援家庭訪問を実施する。
地域包括支援センター, 基幹相談支援センターにおける家族介護者への支援	介護サービス, 障害福祉サービス等の相談支援を行う各センターにおいて, 「こども家庭センター」と連携し, 必要な支援を行う。

基本施策2 こどもの貧困対策の推進

《具体的施策》

V-2-1 就学, 修学支援の推進	
事業名	事業概要
奨学金による支援 (別掲Ⅰ-1-3)	経済的理由により高等学校での修学が困難な生徒に対して, 奨学金を支給する。
就学援助制度による支援 (別掲Ⅲ-5-2)	経済的に困難な家庭に対し, 就学援助費を支給する。
修学支援制度の周知	経済的理由により進学を断念することがないよう, 大学等の修学支援制度の周知及び活用促進に努める。
生活保護世帯に対する就学等の支援 (別掲Ⅲ-5-2)	義務教育に必要な費用及び高等学校就学に係る費用の扶助とともに, 大学等への進学, 就職に伴う転居や学用品に係る費用の支援を行う。
学習・生活支援の充実 (別掲Ⅰ-1-1)	地域の学習支援ボランティアを活用し, 無料の学習会・生活支援を実施する。
大学等受験料及び模擬試験受験料の補助 (別掲Ⅲ-5-2)	ひとり親家庭等に対し, 大学等受験料及び模擬試験受験料の補助を行う。

V-2-2 生活支援の推進	
事業名	事業概要
子育て中の生活困窮世帯に対する相談支援 (別掲Ⅲ-5-2)	食糧支援, 生活福祉資金貸付制度等の案内などの相談支援を行う。
新たなつながりの場づくりの推進 (別掲Ⅰ-1-1)	こども食堂の取組を支援するほか, 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちが安全・安心に立ち寄れる居場所づくりを推進する。 あわせて, こどもたちの意見を聴きながら, 新たなつながりの場づくりを検討する。

基本施策3 不登校、ひきこもり等の支援の充実

《具体的施策》

V-3-1 不登校支援・教育相談体制の充実	
事業名	事業概要
スクールカウンセラー等による早期支援体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の拡充を図りながら、友人関係の悩みや不登校に係る相談支援を行う。
教育支援センター、校内フリースクールによる支援	教育支援センター(教育相談室・うめの香ひろば)において、児童生徒、保護者等の相談支援とともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。 また、全ての市立中学校に設置した校内フリースクールについて、市立小学校への拡充を目指す。
民間フリースクール等と連携した支援	情報交換会や研修会を開催するなど、民間フリースクール等の不登校支援機関と連携した支援を行う。

V-3-2 こころの健康づくり	
事業名	事業概要
こころの健康相談,精神保健相談の実施 (別掲V-5-1)	公認心理師等によるこころの健康相談とともに、精神科医、精神保健福祉士等による精神保健相談を実施する。
ひきこもり支援事業の実施	精神科医、保健師等によるひきこもり専門相談のほか、ひきこもり家族教室を実施する。

基本施策4 非行防止対策の推進

《具体的施策》

V-4-1 非行防止対策の推進	
事業名	事業概要
青少年相談員等との連携による非行防止活動の推進	青少年相談員等による街頭補導を実施するとともに、「青少年の健全育成に協力する店」の登録を促進する。

基本施策5 こども・若者の自殺対策の推進

《具体的施策》

V-5-1 自殺対策の推進	
事業名	事業概要
こころの健康相談,精神保健相談の実施 (別掲V-3-2)	公認心理師等によるこころの健康相談とともに, 精神科医, 精神保健福祉士等による精神保健相談を実施する。
ゲートキーパー等の人材の育成	自殺予防に関する知識の普及・啓発に努めるなど, 自殺の危険を示すサインに気づき, 適切に対応できる人材の育成を推進する。
SNS の活用等による相談しやすい環境づくり	インターネットで検索された関連キーワードに応じて, 相談窓口等の情報を掲示するなど, 相談窓口の周知を図る。

《目標水準》

指標	現況 (令和5年度末)	目標 (令和11年度末)
児童虐待通告に対する適正対応	100%	100%
こどもの学習・生活支援事業の参加者数(年間延数)	2,585 人	3,520 人
青少年の健全育成に協力する店の登録店舗数	262 店舗	270店舗
20 歳未満・20 歳代の自殺者数	20 歳未満 4人 20 歳代 6人 (令和5年)	ゼロ (令和11年)

【こども・若者の主な声】

- ・ヤングケアラーに寄り添った支援をしてほしい。
- ・スクールカウンセラーに相談できる機会を増やすなど、気楽に相談できる環境がほしい。
- ・登校が難しいこどもがオンラインなどで授業に参加できるようにしてほしい。
- ・相談者の気持ちに寄り添って話を聞いてほしい。
- ・オンラインやチャットで学校外の人に悩みを相談したい。
- ・フリースクールを増やしてほしい。
- ・学校へ行けないこどもの居場所を増やしてほしい。

こども・若者の声について、以下の施策に反映し実施するとともに、意見を踏まえた新たな取組の検討を進めます。

- ○ヤングケアラー支援の推進（V－1－4）
- 不登校支援・教育相談体制の充実（V－3－1）
- こころの健康づくり（V－3－2）

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の

「量の見込み」と「確保方策」

第4章では、第3期子ども・子育て支援事業計画として、国が定める「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期に関する内容を定めます。

第1節 量の見込みの算出にあたって

（1）教育・保育提供区域の設定について

「教育・保育提供区域」とは、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域で、設定した区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

【本市における教育・保育提供区域】

本市においては、市内に勤務する市民が多いとともに、市域内に居住地域と業務地域が混在している状況等を勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各事業とも、市域全域を1つの「教育・保育提供区域」として設定します。

※量の見込みとは

現在の利用状況及び市民ニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みをいいます。

※確保方策とは

「量の見込み」に対応するための提供体制の確保内容及びその実施時期をいいます。

(2) 推計人口について

第3期子ども・子育て支援事業計画期間中の推計人口は、「量の見込み」を算出するためのものであることから、社会動態の大きな変化を見込まないこととし、住民基本台帳の男女・各歳別人口（令和6年4月1日現在）を基準としたコーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の集団「コーホート」について過去における人口動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、下表のとおり推計しました。

■年齢別人口推計

（単位：人）

年齢／学年		2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
年齢	学年					
0歳	—	1,746	1,815	1,859	1,878	1,899
1歳	—	1,781	1,743	1,811	1,855	1,874
2歳	—	1,821	1,781	1,743	1,811	1,855
3歳	—	1,890	1,821	1,781	1,743	1,811
4歳	—	1,970	1,890	1,821	1,781	1,743
5歳	—	2,049	1,970	1,890	1,821	1,781
6歳	小1	2,147	2,049	1,970	1,890	1,821
7歳	小2	2,273	2,147	2,049	1,970	1,890
8歳	小3	2,278	2,273	2,147	2,049	1,970
9歳	小4	2,374	2,278	2,273	2,147	2,049
10歳	小5	2,243	2,374	2,278	2,273	2,147
11歳	小6	2,337	2,247	2,379	2,282	2,277
計		24,909	24,388	24,001	23,500	23,117

第2節 教育・保育

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業について

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。このため、こどもたちが心身ともに健やかに成長していけるよう、幼児一人一人の心身の発達と特性を踏まえた質の高い教育・保育を提供します。

子ども・子育て支援法においては、就学前のこどもの教育・保育を担う施設及び事業が、以下の表のとおり位置付けられています。

■教育・保育施設

種 別	概 要	対象年齢
幼稚園	小学校以降の教育の基礎を培うための幼児期の教育を行う施設	3～5歳
保育所	保護者の就労などの理由により、保育の必要のある乳幼児を預かり、保育する施設	0～5歳
認定こども園	保護者の就労の有無に関わらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設	0～5歳

※教育・保育施設のうち、市が施設型給付の対象として確認したものを「特定教育・保育施設」といいます。

■地域型保育事業

事業名	概 要	利用定員	対象年齢
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもと、少人数で保育を行う事業	5人以下	0～2歳
小規模保育事業	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業	6～19人	
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育する事業	—	
事業所内保育事業	会社や事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育する事業	—	

※地域型保育事業のうち、市が地域型保育給付の対象として確認したものを「特定地域型保育事業」といいます。

(2) 教育・保育の認定について

保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定します。

認定区分は、次の1号から3号までとなり、利用時間による区分も設けられています。

区分	認定区分	年齢	保育の必要性	施設・事業の種別	利用時間
教育標準時間認定	1号認定	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	①教育標準時間
保育認定	2号認定	3～5歳	あり	保育所 認定こども園	②保育標準時間
	3号認定	0～2歳	あり	保育所, 認定こども園 地域型保育事業	③保育短時間

〔利用時間〕

①教育標準時間…1日4時間の幼児教育

②保育標準時間…1日最大11時間の保育

③保育短時間…1日最大8時間の保育

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る就労時間の下限を1か月あたり64時間としています。

(3) 量の見込みについて

これまでの事業実績を踏まえるとともに、今後の女性の就業率の上昇等を考慮しながら、教育・保育の量の見込みを算出しました。

(4) 確保方策について

本市は、これまでの民間保育所整備，地域型保育事業の拡充，認定こども園への移行推進により，量の見込みに対して十分な利用定員数を確保しています。今後は，待機児童ゼロを達成しつつ，「量の見込み」に応じた適正な利用定員数を確保します。

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	1号認定				2号認定			
	3, 4, 5歳				3, 4, 5歳			
	量の見込み	確保方策	特定教育・保育施設	過不足	量の見込み	確保方策	特定教育・保育施設	過不足
	A	B		B-A	A	B		B-A
2025 (R7)年度	1,672	2,778	2,778	1,106	3,770	3,922	3,922	152
2026 (R8)年度	1,585	2,708	2,708	1,123	3,676	3,922	3,922	246
2027 (R9)年度	1,510	2,708	2,708	1,198	3,603	3,922	3,922	319
2028 (R10)年度	1,448	2,708	2,708	1,260	3,554	3,817	3,817	263
2029 (R11)年度	1,424	2,708	2,708	1,284	3,596	3,817	3,817	221

2024(令和6年度)の状況(5月1日現在)

区分	施設数	定員	在籍者数
特定教育・保育施設	88 箇所	9,497 人	8,023 人
幼稚園	8 箇所	940 人	563 人
市 立	5 箇所	370 人	132 人
私 立	3 箇所	570 人	431 人
保育所	60 箇所	5,465 人	5,091 人
市 立	11 箇所	870 人	660 人
私 立	49 箇所	4,595 人	4,431 人
認定こども園	20 箇所	3,092 人	2,369 人
市 立	5 箇所	540 人	276 人
私 立	15 箇所	2,552 人	2,093 人
特定地域型保育事業	27 箇所	397 人	314 人
家庭的保育事業	8 箇所	36 人	33 人
小規模保育事業	19 箇所	361 人	281 人
計	115 箇所	9,894 人	8,337 人

(単位:人)

3号認定																				
0歳							1歳							2歳						
量の 見込み	確保 方策	特定 教育・ 保育施設	特定 地域型保育		その他	過 不 足	量の 見込み	確保 方策	特定 教育・ 保育施設	特定 地域型保育		その他	過 不 足	量の 見込み	確保 方策	特定 教育・ 保育施設	特定 地域型保育		その他	過 不 足
			小規模 保育	家庭 的保育						小規模 保育	家庭 的保育									
A	B				B-A	A	B					B-A	A	B						B-A
631	742	621	103	8	10	111	1,019	1,101	942	126	13	20	82	1,193	1,214	1,042	132	15	25	21
665	742	621	103	8	10	77	1,013	1,101	942	126	13	20	88	1,183	1,214	1,042	132	15	25	31
690	742	621	103	8	10	52	1,066	1,101	942	216	13	20	35	1,173	1,214	1,042	132	15	25	41
706	742	621	103	8	10	36	1,108	1,136	977	126	13	20	28	1,235	1,284	1,112	132	15	25	49
725	742	621	103	8	10	17	1,135	1,136	977	126	13	20	1	1,284	1,284	1,112	132	15	25	0

第3節 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、こども・子育て世帯等を対象に、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業です。

■地域子ども・子育て支援事業

①	延長保育事業(時間外保育事業)
②	一時預かり事業
③	病児保育事業, ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)
④	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
⑤	子育て短期支援事業(ショートステイ)
⑥	利用者支援事業
⑦	地域子育て支援拠点事業
⑧-1	妊婦健康診査事業
⑧-2	産婦健康診査事業
⑨	乳児家庭全戸訪問事業
⑩-1	養育支援訪問事業
⑩-2	子どもを守る地域ネットワーク強化事業
⑩-3	子育て世帯訪問支援事業
⑩-4	児童育成支援拠点事業
⑩-5	親子関係形成支援事業
⑪	放課後児童健全育成事業
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑭	妊婦等包括相談支援事業
⑮	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
⑯	産後ケア事業

※令和6年4月の改正児童福祉法の施行により、新たに⑩-3～⑩-5の3事業が創設されました。

また、令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行により、新たに⑭～⑯の事業が位置付けられます。

(2) 各事業の量の見込み及び確保方策

誰もが安心してこどもを生み育てられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。実施に当たっては、これまでの利用実績や今後の推計人口等を踏まえ、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を算出します。

確保方策における「人日」とは、年間の延べ利用回数であり、「人回」とは、月当たりの平均利用回数です。

① 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労等の理由により、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

ア 量の見込みについて

これまでの事業実績を踏まえるとともに、保育所等在籍児童数の見込みを考慮しながら、量の見込みを算出しました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った受入が可能となるよう、事業実施施設との調整に努めます。

〈2023(令和5)年度の利用状況〉

利用児童数	在籍児童数
3,223 人	6,147 人

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	3,247 人	3,210 人	3,207 人	3,242 人	3,309 人
確保方策	3,247 人	3,210 人	3,207 人	3,242 人	3,309 人
	96 か所	96 か所	96 か所	96 か所	96 か所

② 一時預かり事業

[1] 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園・認定こども園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要望等に応じて、在園児を一時的に預かる事業です。

ア 量の見込みについて

これまでの事業実績を踏まえるとともに、幼稚園等在籍児童数の見込み、今後の女性の就業率の上昇を考慮しながら、量の見込みを算出しました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った受入が可能となるよう、事業実施施設との調整に努めます。

〈2023(令和5)年度の利用状況〉

延べ利用人数	実施か所数
57,108 人	29 か所

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	46,551 人日	44,747 人日	43,226 人日	42,031 人日	41,913 人日
確保方策	46,551 人日	44,747 人日	43,226 人日	42,031 人日	41,913 人日
	28 か所	27 か所	27 か所	27 か所	27 か所

[2] 一時預かり事業(幼稚園型以外)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもを預かる事業です。

ア 量の見込みについて

これまでの事業実績を踏まえるとともに、児童数の推計と今後の女性の就業率の上昇等を考慮しながら、量の見込みを算出しました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った受入が可能となるよう、事業実施施設との調整に努めます。

〈2023(令和5)年度の利用状況〉

施設の種別・名称等	実施か所数	延べ利用人数
一時預かり	64 か所	7,422 人
保育所等	61 か所	3,024 人
スマイル・キッズ	1 か所	2,202 人
子育て支援・多世代交流センター	2 か所	2,196 人
ファミリー・サポート・センター	1 か所	555 人
トワイライトステイ	2 か所	0 人
合 計	67 か所	7,977 人

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	7,687 人日	7,731 人日	7,850 人日	8,028 人日	8,270 人日
確保方策	7,687 人日	7,731 人日	7,850 人日	8,028 人日	8,270 人日
保育所等	2,899 人日 62 か所	2,905 人日 62 か所	2,942 人日 62 か所	3,004 人日 62 か所	3,092 人日 62 か所
スマイル・キッズ	2,111 人日 1 か所	2,116 人日 1 か所	2,142 人日 1 か所	2,188 人日 1 か所	2,252 人日 1 か所
子育て支援・多世代交流センター	2,105 人日 2 か所	2,110 人日 2 か所	2,137 人日 2 か所	2,182 人日 2 か所	2,245 人日 2 か所
ファミリー・サポート・センター	557 人日 1 か所	585 人日 1 か所	614 人日 1 か所	639 人日 1 か所	666 人日 1 か所
トワイライトステイ	15 人日 2 か所	15 人日 2 か所	15 人日 2 か所	15 人日 2 か所	15 人日 2 か所

③ 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

病気あるいは病気回復期などのため、保育所等での集団保育が困難な児童を預かる事業です。民間保育所等とファミリー・サポート・センターが実施しています。

ア 量の見込みについて

これまでの事業実績を踏まえるとともに、児童数の推計と今後の女性の就業率の上昇を考慮しながら、量の見込みを算出しました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った受入が可能となるよう、事業実施施設との調整に努めます。

〈2023(令和5)年度の利用状況〉

種 別	実施か所数	延べ利用人数
病児保育事業	7 か所	741 人
ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)	1 か所	14 人
合 計	8 か所	755 人

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	768 人日	779 人日	789 人日	800 人日	810 人日
確保方策	768 人日	779 人日	789 人日	800 人日	810 人日
	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	10 か所
	753 人日	764 人日	774 人日	785 人日	795 人日
	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	9 か所
	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日
ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

ファミリー・サポート・センターが実施する学童クラブや習い事への送迎等を行う事業です。

※利用状況や「量の見込み」、「確保方策」については、以下の事業のファミリー・サポート・センター分の数値を含みます。

②[2] 一時預かり事業（幼稚園型以外）

③病児保育事業、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

ア 量の見込みについて

これまでの事業実績を踏まえるとともに、今後の女性の就業率の上昇等を考慮しながら、量の見込みを算出しました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った利用が可能となるよう、協力会員等の確保や利用調整に努めます。

〈2023(令和5)年度の利用状況〉

延べ利用人数
3,517 人

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	3,531 人日	3,706 人日	3,891 人日	4,049 人日	4,218 人日
確保方策	3,531 人日	3,706 人日	3,891 人日	4,049 人日	4,128 人日

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病，出産，育児疲れなどにより，一時的にこどもの養育が困難になった場合に，乳児院や児童養護施設等において，こどもを預かる事業です。

ア 量の見込みについて

要保護児童及び要支援児童等の人数を勘案し，児童数の推計をもとに算出しました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った受入が可能となるよう，事業実施施設との調整に努めます。

〈2023(令和5)年度の利用状況〉

延べ利用日数	実人数	実施か所数
239 人	33 人	5 か所

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	580 人日	570 人日	560 人日	560 人日	560 人日
確保方策	580 人日	570 人日	560 人日	560 人日	560 人日
	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

⑥ 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行う（基本型・特定型）ほか、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する（こども家庭センター型）事業です。

ア 量の見込みについて

子育て世帯がより身近な場所で支援を受けられるよう、中学校区に1か所を目安に事業実施施設を拡充します。

イ 確保方策について

現に中学校ブロックを基準として配置している地域子育て支援拠点事業所において利用者支援事業を実施するなど、実施施設の拡充に努めます。

〈2023(令和5)年度の状況〉

実施か所数
2 か所

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	2 か所	2 か所	17 か所	17 か所	17 か所
基本型	0 か所	0 か所	15 か所	15 か所	15 か所
特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	2 か所	2 か所	17 か所	17 か所	17 か所
基本型	0 か所	0 か所	15 か所	15 か所	15 か所
特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑦ 地域子育て支援拠点事業

公共施設、保育所、認定こども園等に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

ア 量の見込みについて

これまでの事業実績を踏まえるとともに、今後の女性の就業率の上昇等を考慮しながら、量の見込みを算出しました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った受入が可能となるよう、事業実施施設との調整に努めます。

〈2023(令和5)年度の状況〉

施設の種別・名称	実施か所数	月当たりの平均利用人数
子育て支援・多世代交流センター	2 か所	3,513 人
いきいき交流センター	1 か所	647 人
ぽかぽかつどいの広場	1 か所	294 人
民間保育所、認定こども園	10 か所	2,525 人
市立保育所、認定こども園	4 か所	238 人
合 計	18 か所	7,217 人

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	6,081 人回	5,928 人回	5,856 人回	5,328 人回	5,253 人回
確保方策	18 か所	18 か所	18 か所	18 か所	18 か所

⑧－１ 妊婦健康診査事業

妊婦を対象とした定期的な健康診査で，妊婦健康診査費用（14 回分）を助成する事業です。

ア 量の見込みについて

これまでの事業実績を踏まえるとともに，児童数の推計や受診勧奨の効果を検討しながら，量の見込みを算出しました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った利用が可能となるよう，実施体制の確保に努めます。

〈2023(令和5)年度の状況〉

延べ対象者数	延べ受診者数
26,009 人	22,304 人

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み (延べ人数)	21,599 人日	22,122 人日	22,348 人日	22,598 人日	22,717 人日
確保方策 (実施体制・実施機関)	実施機関：市				

⑧－２ 産婦健康診査事業

産婦を対象とした健康診査で、産後２週間及び１か月の２回、産婦健康診査費用を助成し、産後うつ等のリスクを早期に把握し、支援に繋げる事業です。

ア 量の見込みについて

これまでの事業実績を踏まえるとともに、児童数の推計や受診勧奨の効果を考慮しながら、量の見込みを算出しました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った利用が可能となるよう、実施体制の確保に努めます。

〈2023(令和5)年度の状況〉

延べ対象者数	延べ受診者数
3,680 人	3,114 人

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み (延べ人数)	3,317 人日	3,448 人日	3,532 人日	3,568 人日	3,608 人日
確保方策 (実施体制・実施機関)	実施機関：市				

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐため、保健師等が乳児のいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行う事業です。

ア 量の見込みについて

児童数の推計における各年度の0歳児数としました。

イ 確保方策について

課題を抱えている家庭を孤立させることがないように、実施体制を確保し、対象家庭の全戸訪問に努めます。

〈2023(令和5)年度の状況〉

訪問実人数	実施率
1,836 人	99.8%

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	1,746 人	1,815 人	1,859 人	1,878 人	1,899 人
確保方策 (実施体制・実施機関)	実施機関：市				

⑩－１ 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対し，子育てアドバイザーが養育に関する相談，指導，助言，その他必要な支援を行う事業です。

ア 量の見込みについて

要保護児童及び要支援児童等の人数を勘案し，児童数の推計をもとに算出した。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った支援が可能となるよう，相談支援体制の確保に努めます。

〈2023(令和5)年度の状況〉

訪問実人数
19 人

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人
確保方策 (実施体制・実施機関)	実施機関：市				

⑩－２ 子どもを守るための地域ネットワーク強化事業

児童相談所，警察署，病院等の関係機関との連携，情報の共有等により，要保護児童等に対する支援体制を強化するとともに，職員の専門性の向上を図る事業です。

ア 確保方策について

引き続き，要保護児童等に対する支援体制の強化，職員の専門性の向上に努めます。

〈2023(令和5)年度の状況〉

実施

■「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
確保方策	実施	実施	実施	実施	実施

⑩－３ 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭，妊産婦，ヤングケアラーがいる家庭等に訪問支援員を派遣し，食事や掃除，育児などの支援を行う事業です。

ア 量の見込みについて

要保護児童及び要支援児童等の人数を勘案し，児童数の推計をもとに算出しました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った支援が可能となるよう，実施体制の確保に努めます。

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	1,720 人日	1,680 人日	1,650 人日	1,610 人日	1,590 人日
確保方策	1,720 人日	1,680 人日	1,650 人日	1,610 人日	1,590 人日

⑩－４ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

ア 量の見込みについて

要保護児童及び要支援児童等の人数を勘案し、児童数の推計をもとに算出しました。

イ 確保方策について

令和６年時点で本市においては未実施の事業ですが、実施に向け調査・研究を行いながら、実施体制の確保に努めます。

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
確保方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

⑩－５ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

ア 量の見込みについて

要保護児童及び要支援児童等の人数を勘案し、児童数の推計をもとに算出しました。

イ 確保方策について

令和６年時点で本市においては未実施の事業ですが、実施に向け調査・研究を行いながら、実施体制の確保に努めます。

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
確保方策	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人

⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校に就学している児童）に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。本市では、この事業を放課後学級及び学童クラブで実施します。

ア 量の見込みについて

児童数の推計をもとに、放課後学級の登録率や今後の女性の就業率の上昇等を考慮しながら、量の見込みを算出しました。

イ 確保方策について

登録児童数は児童数と同様に減少する見込みですが、実利用人数が増加傾向にあるため、利用希望者の要望に沿った利用が可能となるよう、学級数及び利用定員の増加を図り、放課後学級待機児童数ゼロの継続に努めます。

〈2023(令和5)年度の状況〉

区分	実施か所数	登録児童数
放課後学級	77 か所	4,389 人
学童クラブ	24 か所	1,220 人
計	101 か所	5,609 人

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	5,639 人	5,495 人	5,322 人	5,113 人	4,912 人
小学校1年生	1,222 人	1,166 人	1,121 人	1,075 人	1,035 人
2年生	1,250 人	1,181 人	1,127 人	1,083 人	1,039 人
3年生	1,177 人	1,174 人	1,109 人	1,058 人	1,017 人
4年生	958 人	919 人	917 人	866 人	826 人
5年生	648 人	685 人	657 人	656 人	619 人
6年生	384 人	370 人	391 人	375 人	376 人
確保方策	5,639 人	5,495 人	5,322 人	5,113 人	4,912 人
	109 か所	110 か所	112 か所	112 か所	113 か所

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

ア 確保方策について

引き続き、利用希望者に対し、給付を行います。

〈2023(令和5)年度の状況〉

補足給付
実施

■「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
確保方策	実施	実施	実施	実施	実施

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や子ども・子育て支援事業の量的拡大を図るため、事業実施に関する相談や手続きに関する支援等を行い、多様な事業者の新規参入を促進する事業です。

ア 確保方策について

本市は、これまでの民間保育所整備、地域型保育事業の拡充、認定こども園への移行推進により、教育・保育の量の見込みに対して十分な利用定員数を確保していることから、計画期間において、事業実施の予定はありません。

〈2023(令和5)年度末までの状況〉

保育所等の開設数
小規模保育事業3か所(株式会社2, 有限会社1)

■「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
確保方策	—	—	—	—	—

⑭ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を行い、心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

ア 量の見込みについて

これまでの事業実績を踏まえるとともに、児童数の推計をもとに、各年度の妊娠届出数等を推計しながら量の見込みを算出しました。なお、1組当たりの面談回数は3回としました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った支援が可能となるよう、相談支援体制の確保に努めます。

〈2023(令和5)年度の状況〉

実施回数
4,126 回

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	5,289 回	5,499 回	5,631 回	5,688 回	5,751 回
確保方策 (実施体制・実施機関)	実施機関：市				

⑮ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等において、満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者に対する子育てについての情報の提供、助言等を行う事業です。保護者の就労の有無に関わらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育所等を利用いただくことができます。

ア 量の見込みについて

児童数の推計及び教育・保育の量の見込みをもとに、試行的事業における対象者（0歳6か月から満3歳未満の未就園児）と月当たりの上限時間（10時間）を踏まえ、量の見込みを算出しました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った受入が可能となるよう、事業実施施設との調整に努めます。

■「量の見込み」と「確保方策」

区分		2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
0歳児	量の見込み	32 人日	33 人日	33 人日	33 人日	33 人日
	確保方策	39 人日	39 人日	39 人日	39 人日	39 人日
1歳児	量の見込み	43 人日	41 人日	42 人日	42 人日	42 人日
	確保方策	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日
2歳児	量の見込み	36 人日	34 人日	32 人日	33 人日	32 人日
	確保方策	54 人日	54 人日	54 人日	54 人日	54 人日

⑩ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

ア 量の見込みについて

これまでの事業実績を踏まえるとともに、児童数の推計を考慮しながら、量の見込みを算出しました。

イ 確保方策について

利用希望者の要望に沿った利用が可能となるよう、実施体制の確保に努めます。

〈2023(令和5)年度の状況〉

延べ利用者数
117 人

■「量の見込み」と「確保方策」

区分	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	226 人日	259 人日	289 人日	292 人日	295 人日
確保方策 (実施体制・実施機関)	実施機関：市				

付属資料

1 人口等の現況

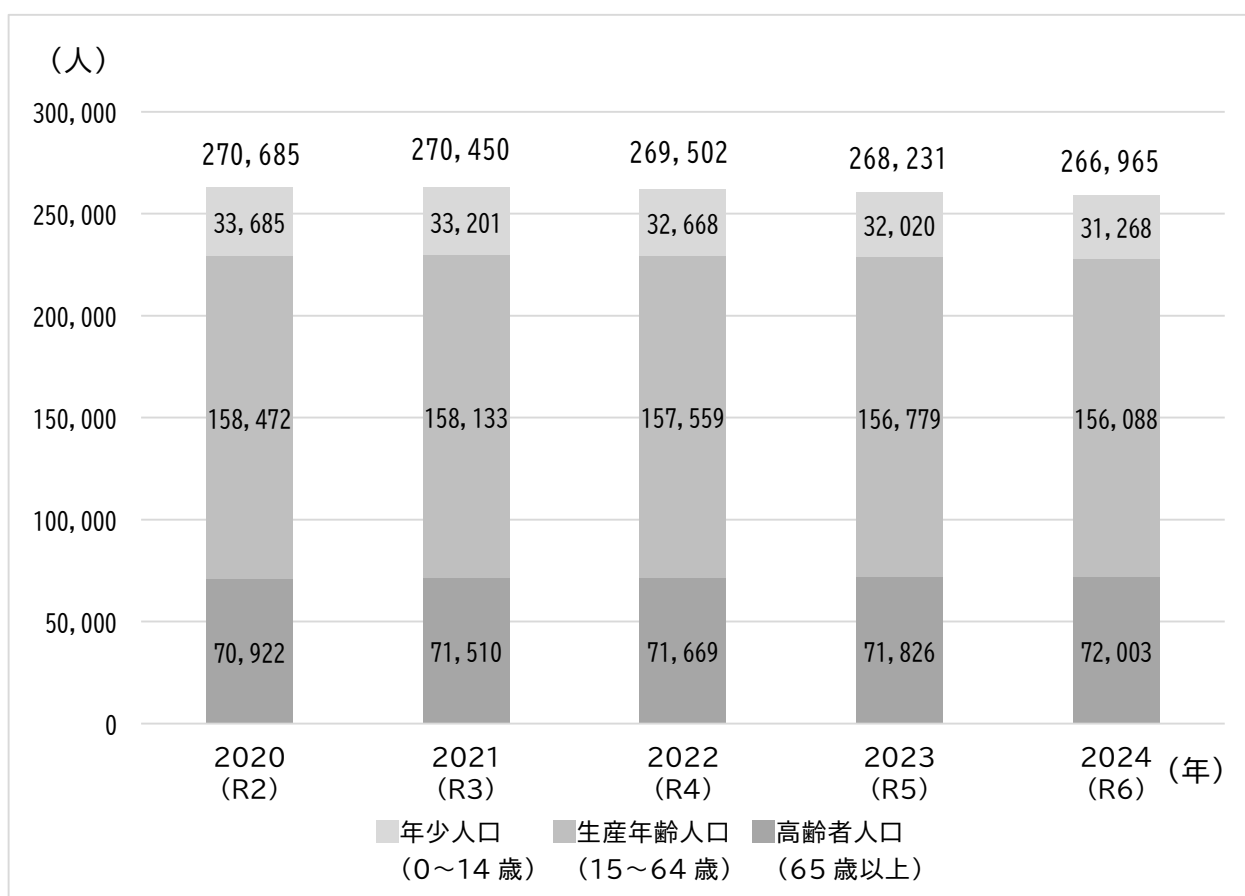
(1) 人口の状況

ア 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、2020（令和2）年の国勢調査において、それまでの人口増加傾向から、人口減少に転じて以降、減少し続けています。年齢3区分別人口では、年少人口及び生産年齢人口が減少し、高齢者人口は増加しています。

【図1】 総人口と年齢3区分別人口の推移

（各年10月1日現在）



※総人口は年齢不詳を含む。

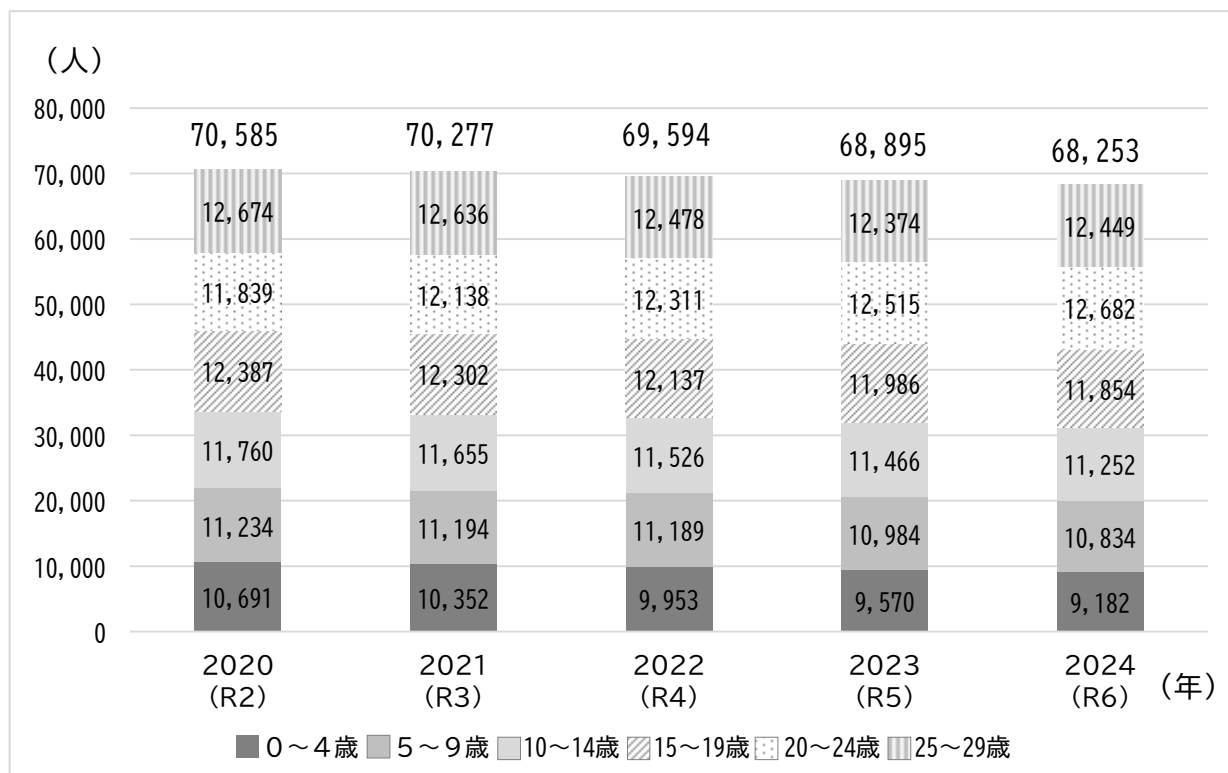
（水戸市調べ）

イ 29 歳以下の人口の推移

本市の 29 歳以下の人口は、2020（令和 2）年から 2024（令和 6）年にかけて 2,300 人以上減少しています。20～24 歳の人口は、増加していますが、0 歳から 19 歳までは、いずれの年においても、減少を続けています。

【図 2】29 歳以下の人口の推移（5 歳刻み）

（各年 10 月 1 日現在）



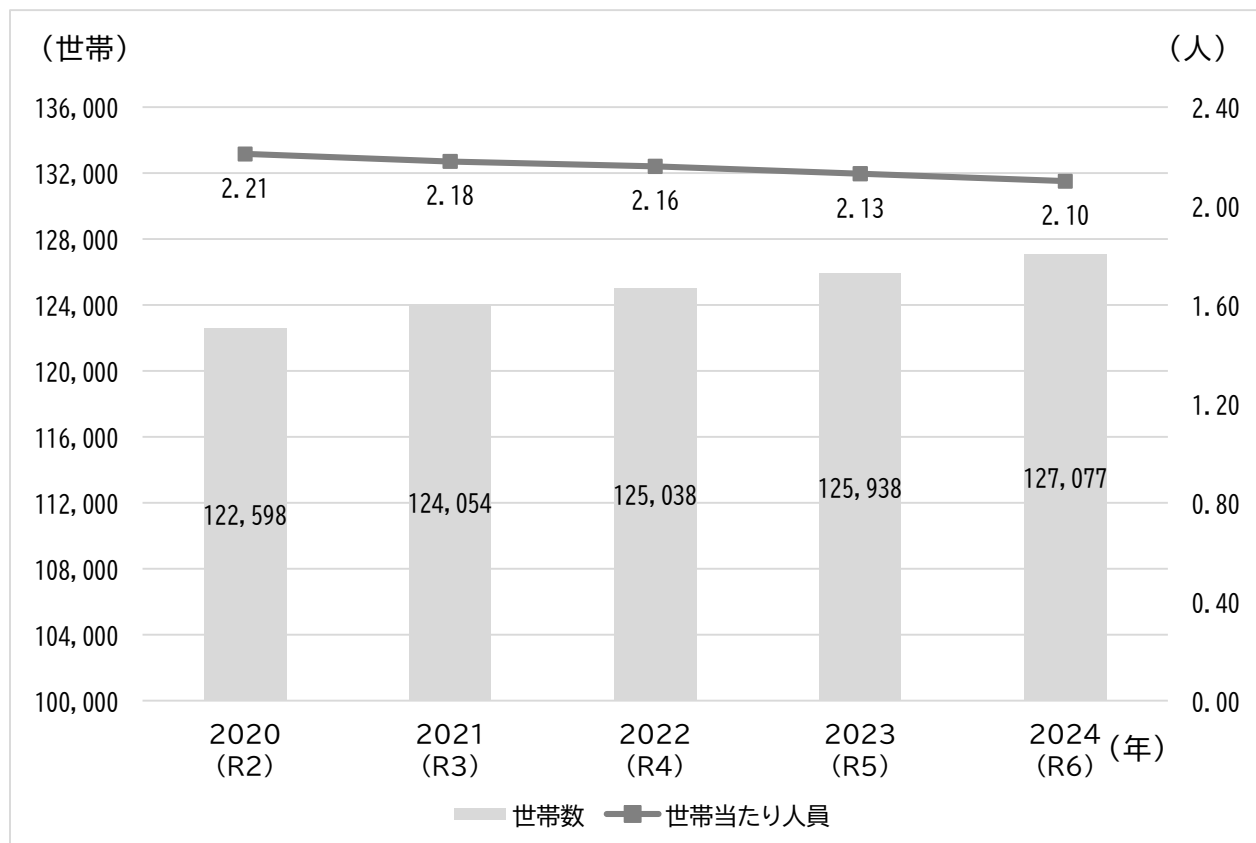
（水戸市調べ）

ウ 世帯数等の推移

本市の世帯数は年々増加し、2022（令和4）年に12万5,000世帯を超えています。人口の減少と世帯数の増加により、世帯当たりの人員は減少しています。

【図3】世帯数及び世帯当たりの人員数の推移

（各年10月1日現在）

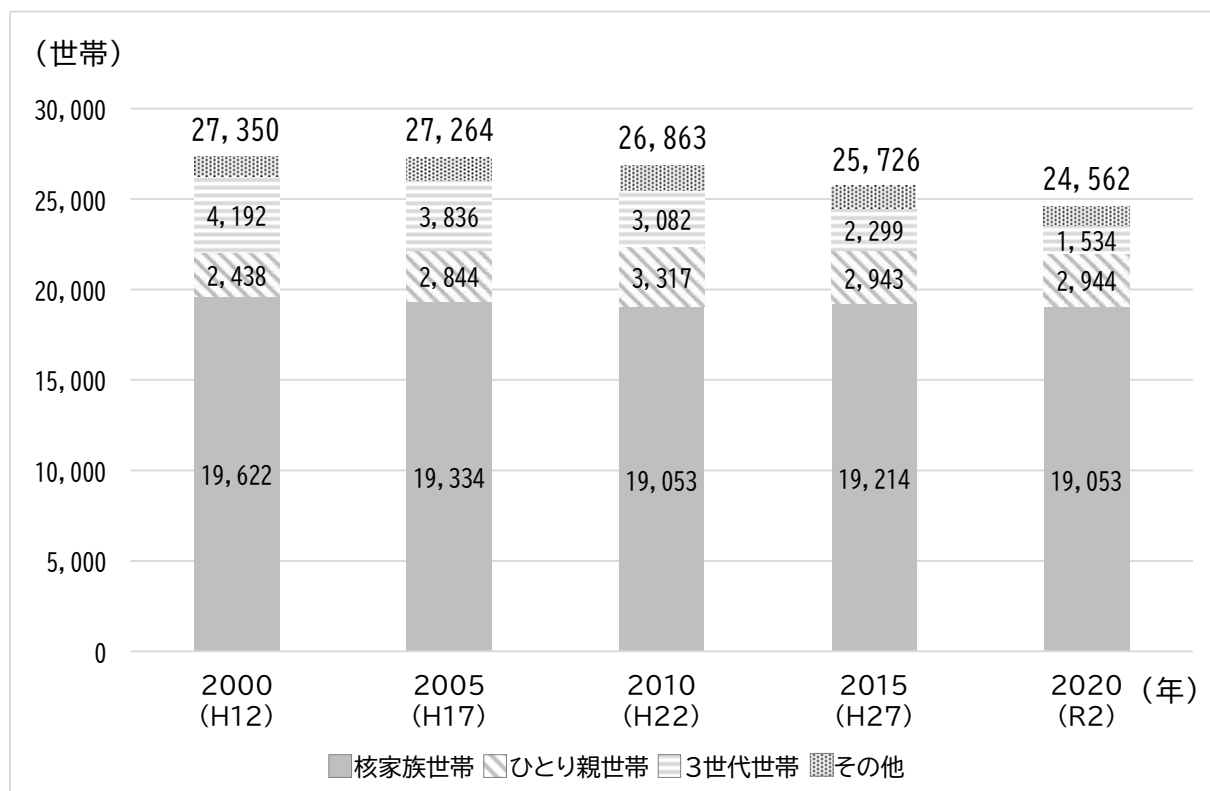


（水戸市調べ）

エ 18歳未満の児童のいる世帯数等の推移

本市の18歳未満の児童のいる世帯は、2000（平成12）年から2020（令和2）年にかけて約2,800世帯減少しています。核家族世帯については、減少傾向にあるものの、世帯構成の大半を占めています。

【図4】18歳未満の児童のいる世帯の世帯構成の推移



※核家族世帯は、「夫婦と子供から成る世帯」、ひとり親世帯は、「男親と子供から成る世帯」及び「女親と子供から成る世帯」を表す。

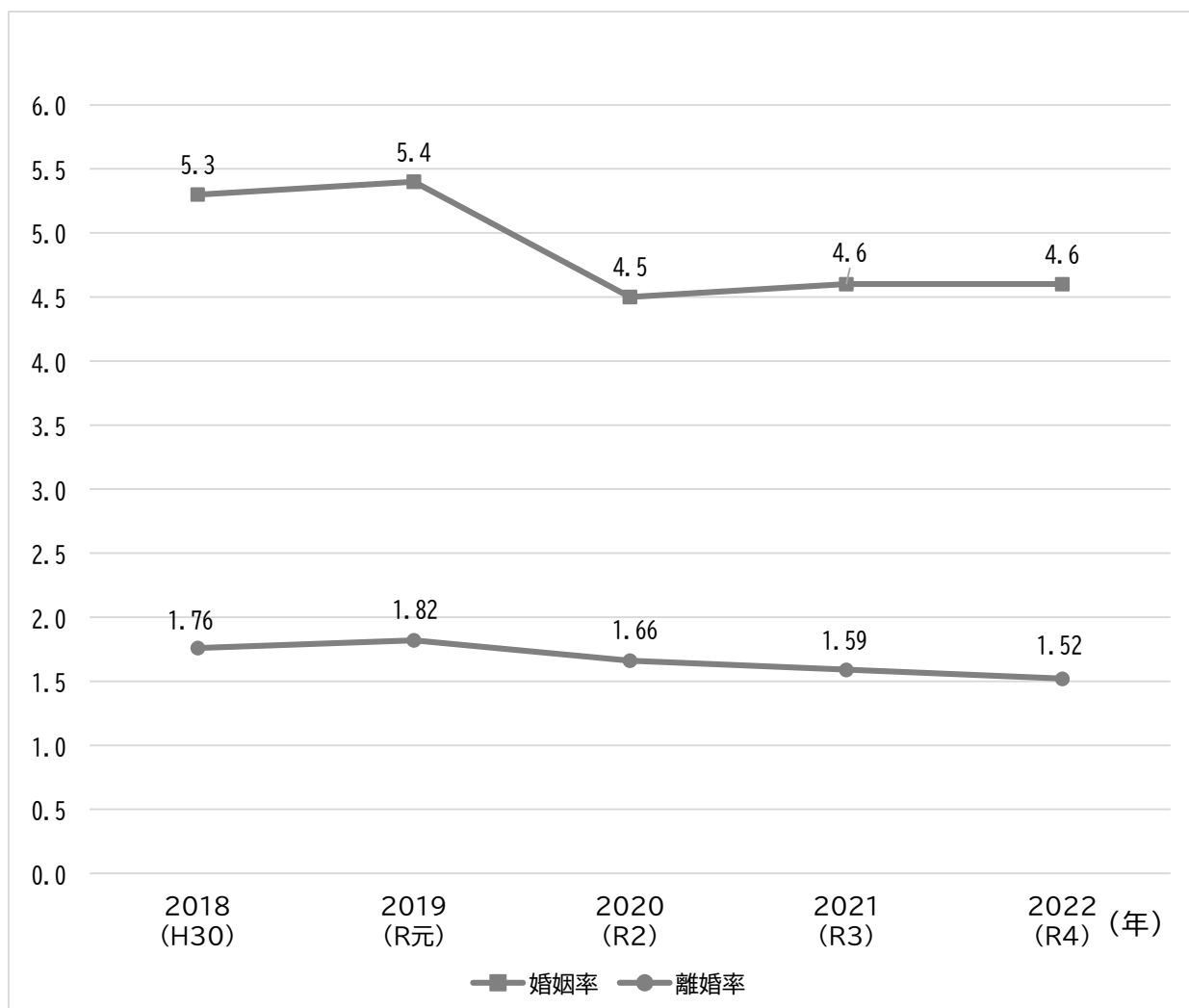
（総務省統計局「国勢調査」）

(2) 婚姻率等の状況

ア 婚姻率・離婚率の状況

本市の婚姻率は、2020（令和2）年に減少し、それ以降は横ばいとなっています。
離婚率は、2019（令和元）年以降減少しています。

【図5】婚姻率・離婚率（人口千人に対する婚姻・離婚件数）の推移

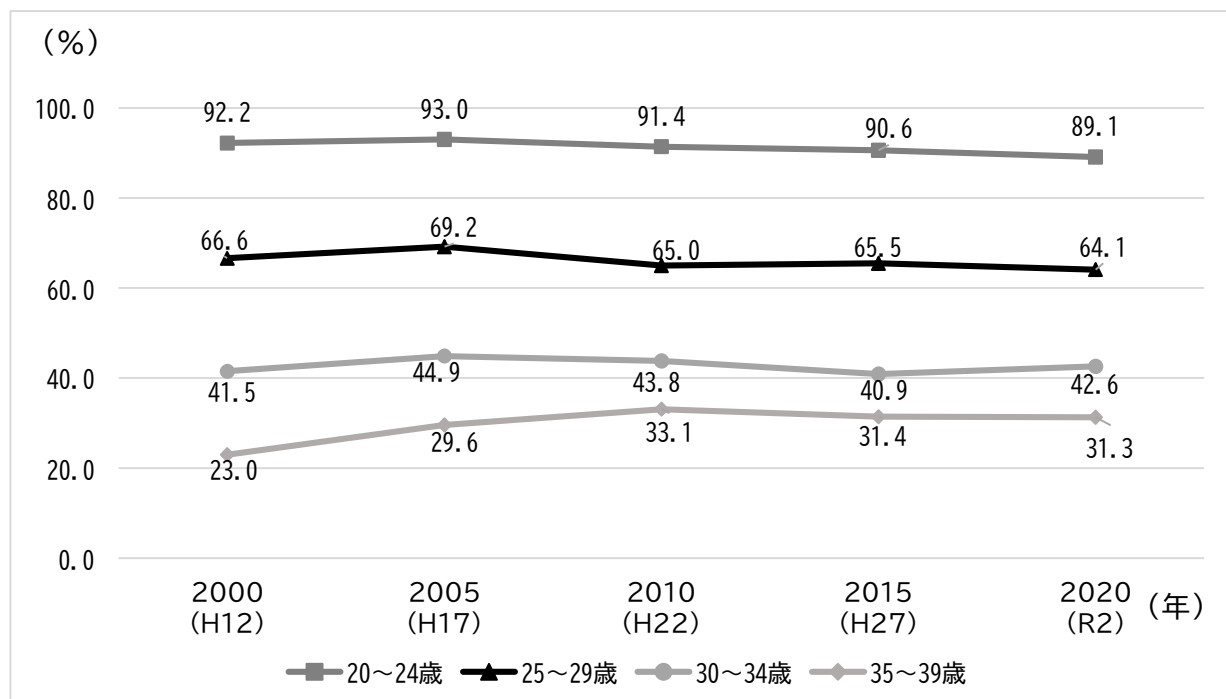


（茨城県「人口動態統計」）

イ 未婚率の状況

本市の男性の未婚率は 20 歳から 34 歳までは、おおむね横ばい、35～39 歳は増加傾向となっています。

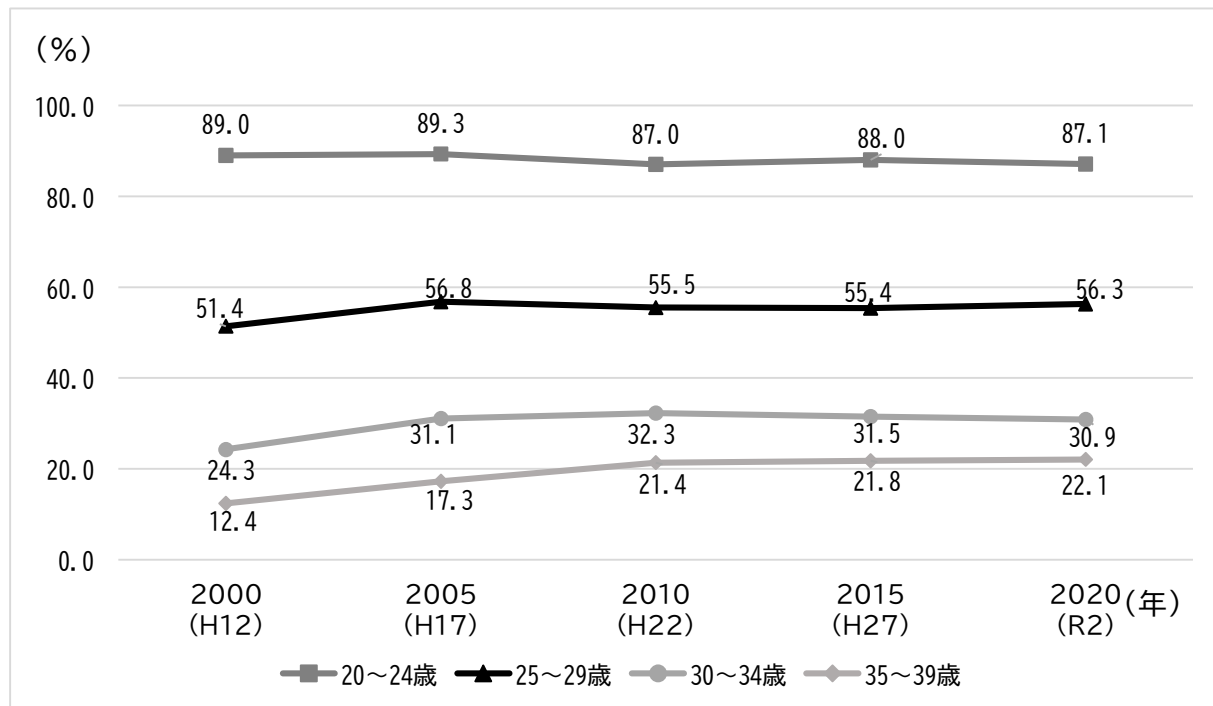
【図 6】 5 歳階級別の未婚率の推移（男性）



（総務省統計局「国勢調査」）

本市の女性の未婚率は、20～24歳はおおむね横ばい、25歳から39歳までは増加傾向となっています。

【図7】5歳階級別の未婚率の推移（女性）



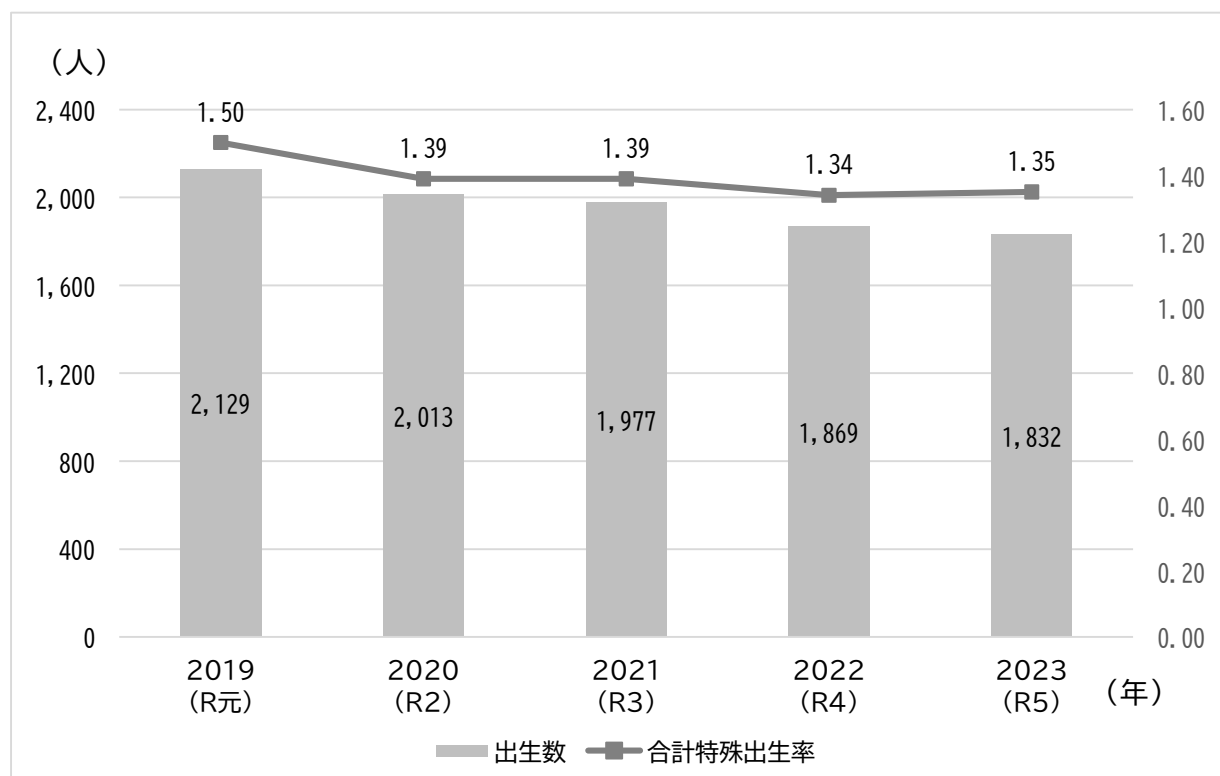
（総務省統計局「国勢調査」）

(3) 出産等の状況

ア 年間出生数と合計特殊出生率の推移

本市の年間出生数は年々減少しており、合計特殊出生率は減少傾向にあります。

【図8】年間出生数と合計特殊出生率の推移



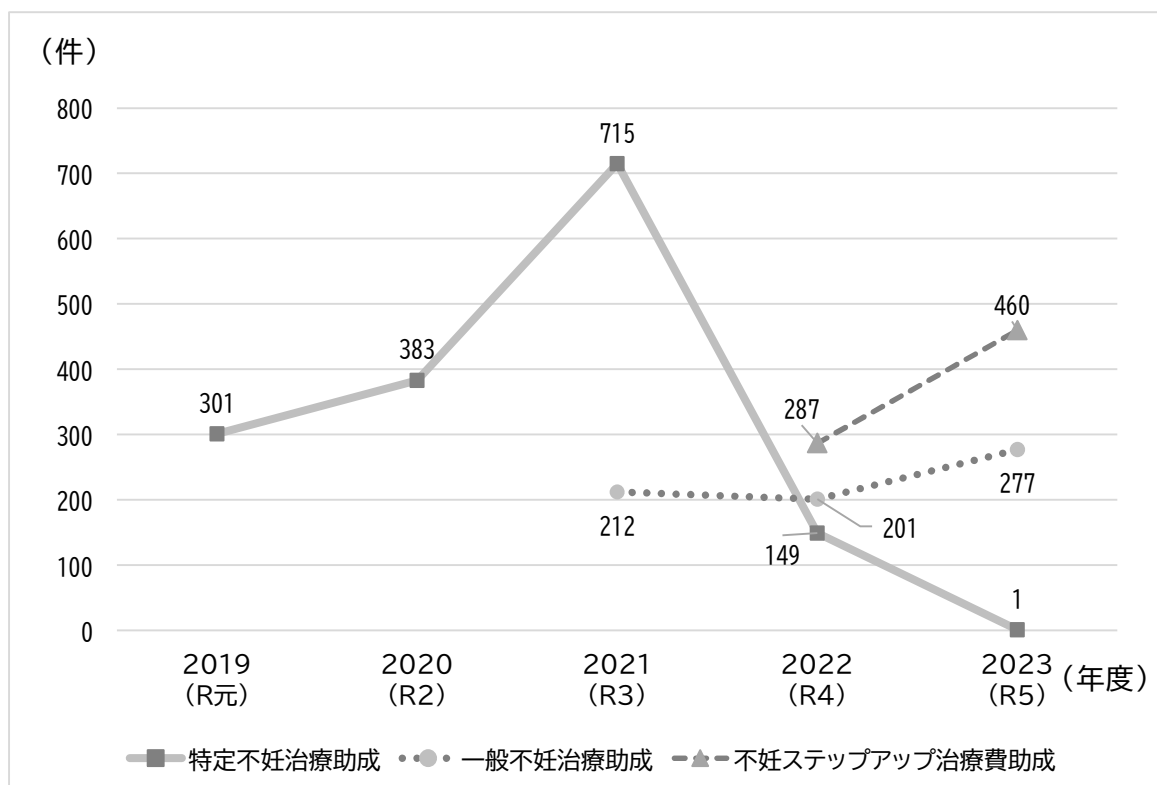
(水戸市調べ)

イ 不妊・不育症治療費の状況

本市の不妊治療費の助成については、特定不妊治療が保険適用となるとともに、一般不妊治療に対する助成を導入するなど、制度が変遷しており、年度によって、助成件数にばらつきがあるものの、増加傾向にあります。

不育症治療費の助成件数についても、増加傾向にあります。

【図9】不妊治療費助成件数の推移



※特定不妊治療は、2022年度から保険適用となった。

※一般不妊治療助成は2021年度から、不妊ステップアップ治療費助成は2022年度から開始している。

(水戸市調べ)

【表1】不育症治療費助成件数の推移

(単位：件)

年度	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
助成件数	3	2	9	11	7

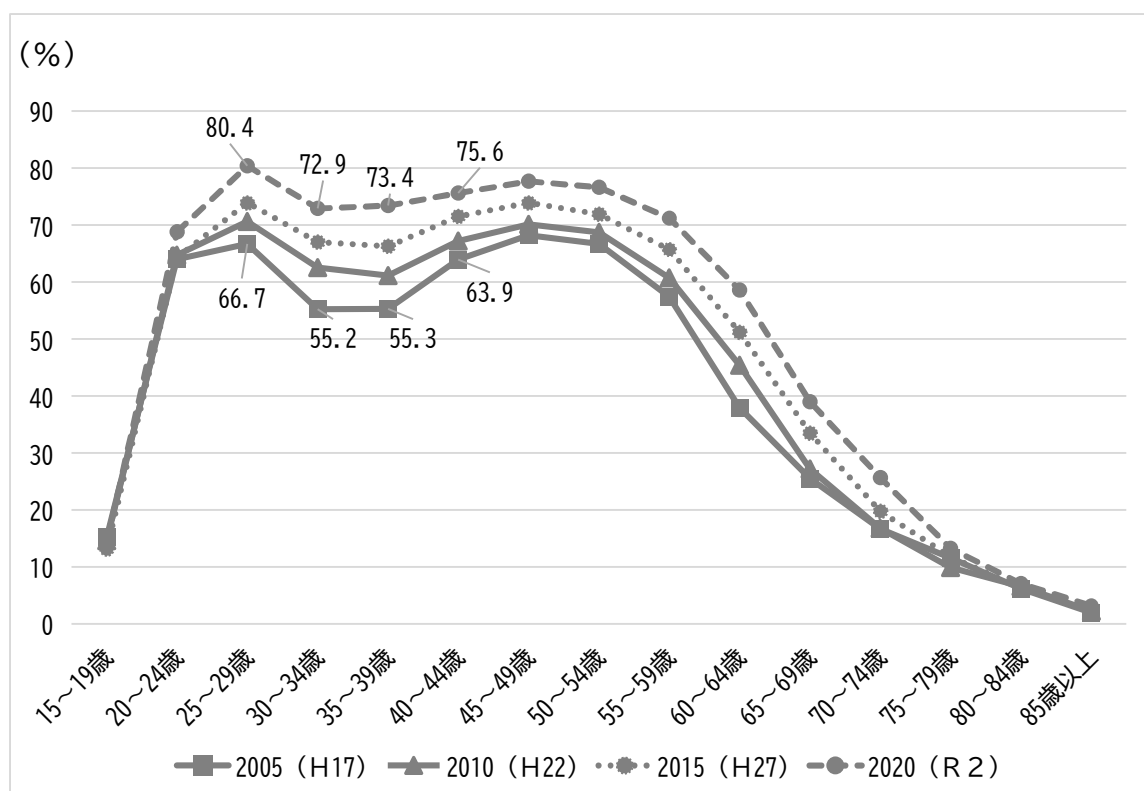
(水戸市調べ)

(4) 働く環境の状況

ア 女性の就業の状況

本市の女性の就業率は、30～34歳、35～39歳においては、2005（平成17）年は、約55パーセントとなっていました。2020（令和2）年は、約73パーセントとなっています。25～29歳、40～44歳についても、就業率が増加し、75パーセントを超えるなど、ほとんどの年代で増加しています。

【図10】女性の就業率の推移

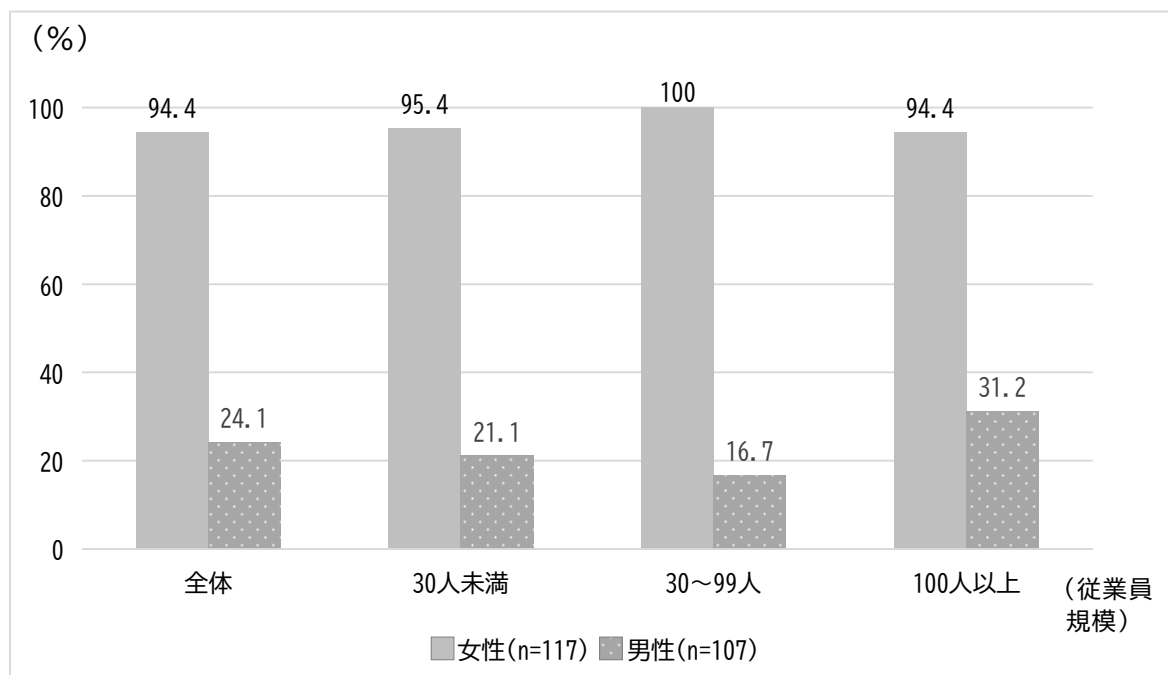


（総務省統計局「国勢調査」）

イ 育児休業の取得状況

本市の民間事業所における育児休業取得率は、女性は 90 パーセント以上となっていますが、男性は、いずれの従業員規模においても、低い状況にあります。

【図 11】従業員規模別の育児休業取得率（事業所の平均値）



（水戸市「水戸市男女平等参画に関する事業所調査」（令和 5 年））

ウ 創業比率の状況

本市における既存企業に対する新規企業の割合である創業比率は、2014（平成 26）－2016（平成 28）年度に一旦減少しましたが、2019（令和元）－2021（令和 3）年度は、2.5 ポイント増加し、8.1 パーセントとなっています。

【表 2】創業比率の推移

期間 (年度)	2012-2014 (H24-H26)	2014-2016 (H26-H28)	2019-2021 (R 元-R3)
創業比率 (%)	6.2	5.6	8.1

※創業比率は、経済産業省が実施する経済センサス基礎調査及び経済センサス活動調査から算出するため、調査実施時期により、期間が連続していない。

（水戸市調べ）

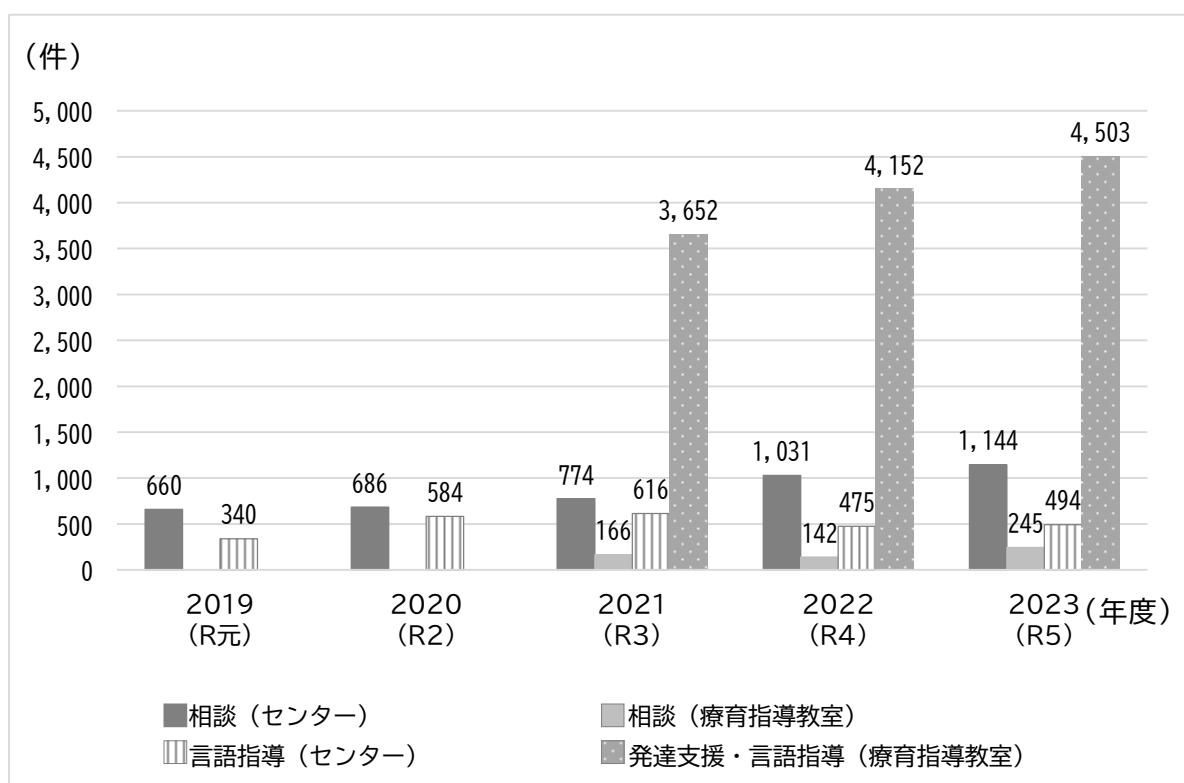
(5) 相談支援の状況

ア 発達相談等の状況

こども発達支援センター「すくすく・みと」、こども発達支援センター分室である療育指導教室（幼児のことば・こころの教室）における発達相談，療育指導（発達支援・言語指導）件数は増加しています。

特に，2021(令和3)年度より実施している療育指導教室については，3年で20パーセント以上増加しています。

【図 12】 こどもの発達相談，療育指導（発達支援・言語指導）件数の推移

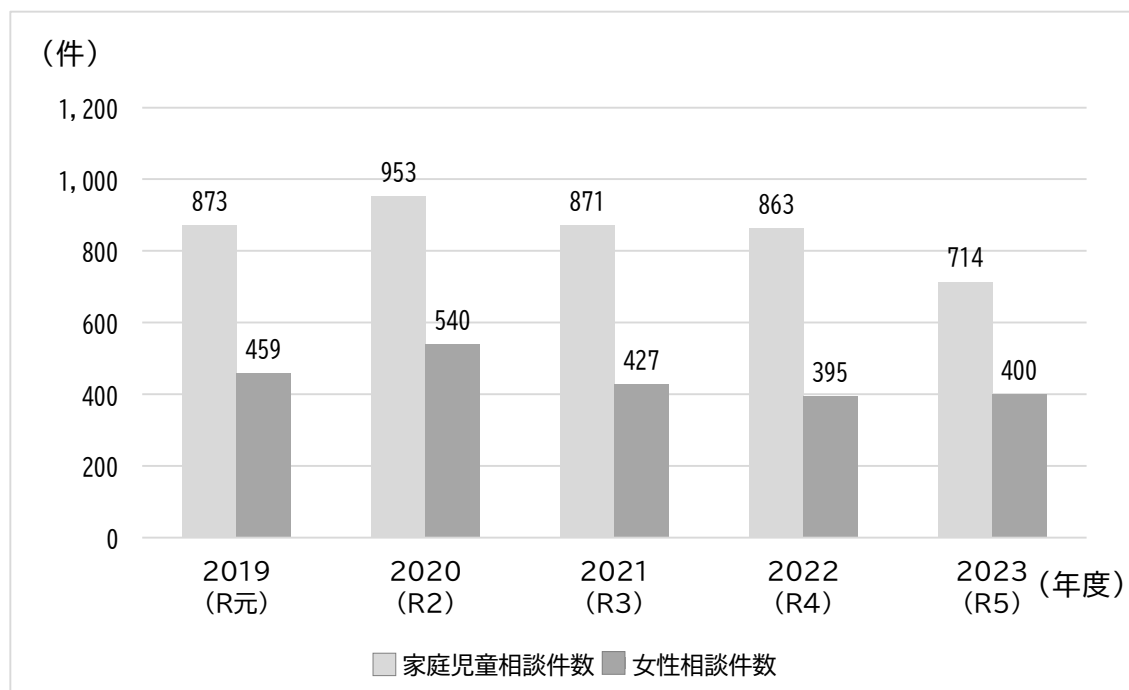


（水戸市調べ）

イ 家庭児童相談等の状況

本市の家庭児童相談件数は、2020（令和2）年度に増加し、2023（令和5）年度に約150件減少しました。女性相談件数は、2020（令和2）年度に増加し、その後は、400件程度で推移しています。

【図13】家庭児童相談件数、女性相談件数の推移



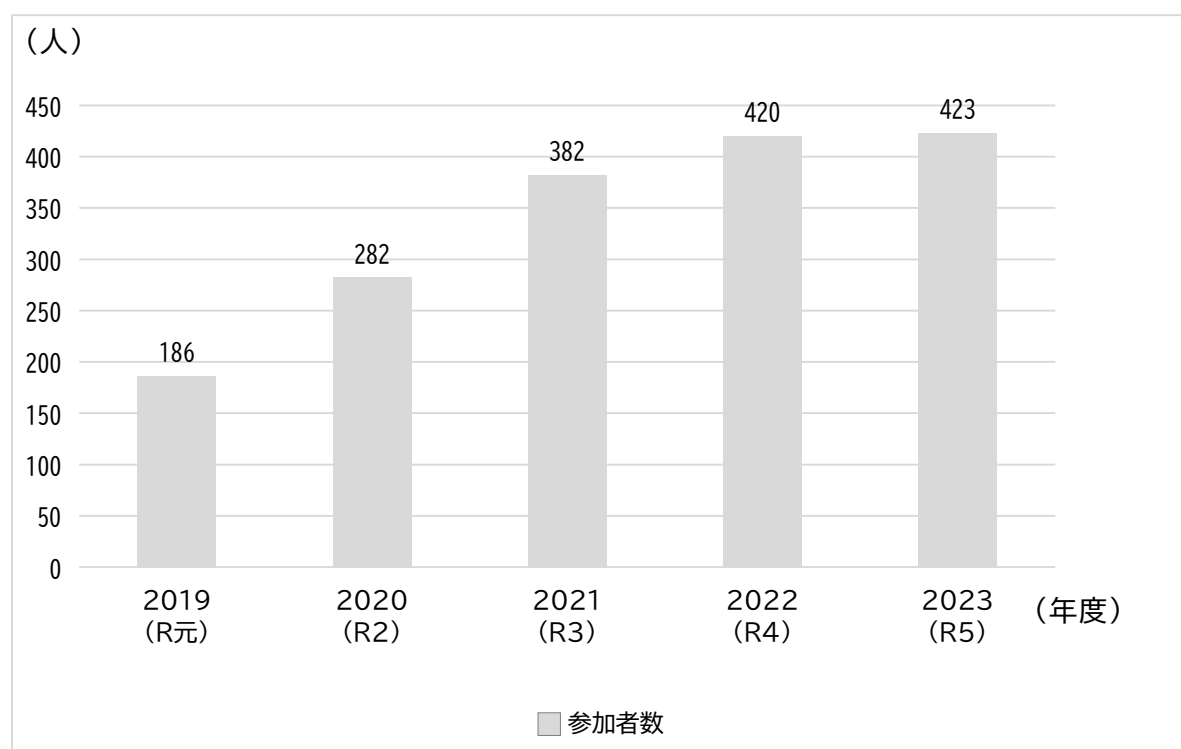
（水戸市調べ）

(6) こども・若者を取り巻く状況

ア 水戸市サブリーダーズ会の活動状況

高校生のボランティア団体である水戸市サブリーダーズ会のボランティア活動への参加者数は、年々増加しており、2023（令和5）年度には、延べ423人が参加し、2019（令和元）年度と比較すると、約240人増加しています。

【図14】水戸市サブリーダーズ会会員によるボランティア活動への参加状況の推移

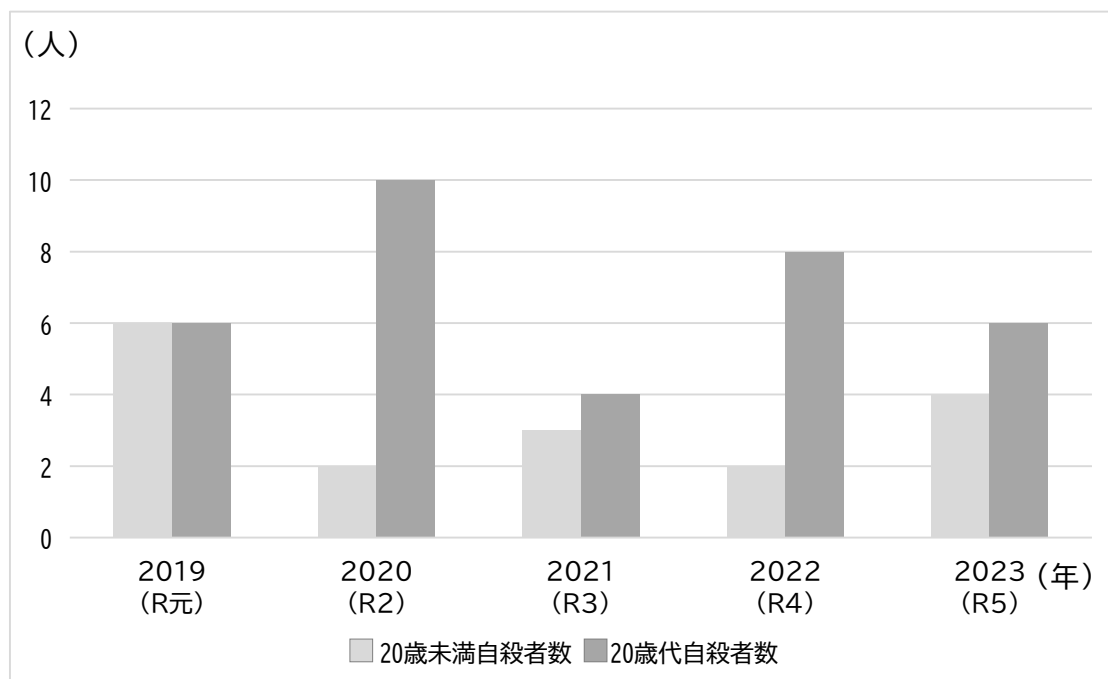


(水戸市調べ)

イ こども・若者の自殺の状況

本市のこども・若者の自殺者数は、2020（令和2）年以降、20歳未満より20歳代が多くなっています。

【図 15】 こども・若者の自殺者数の推移

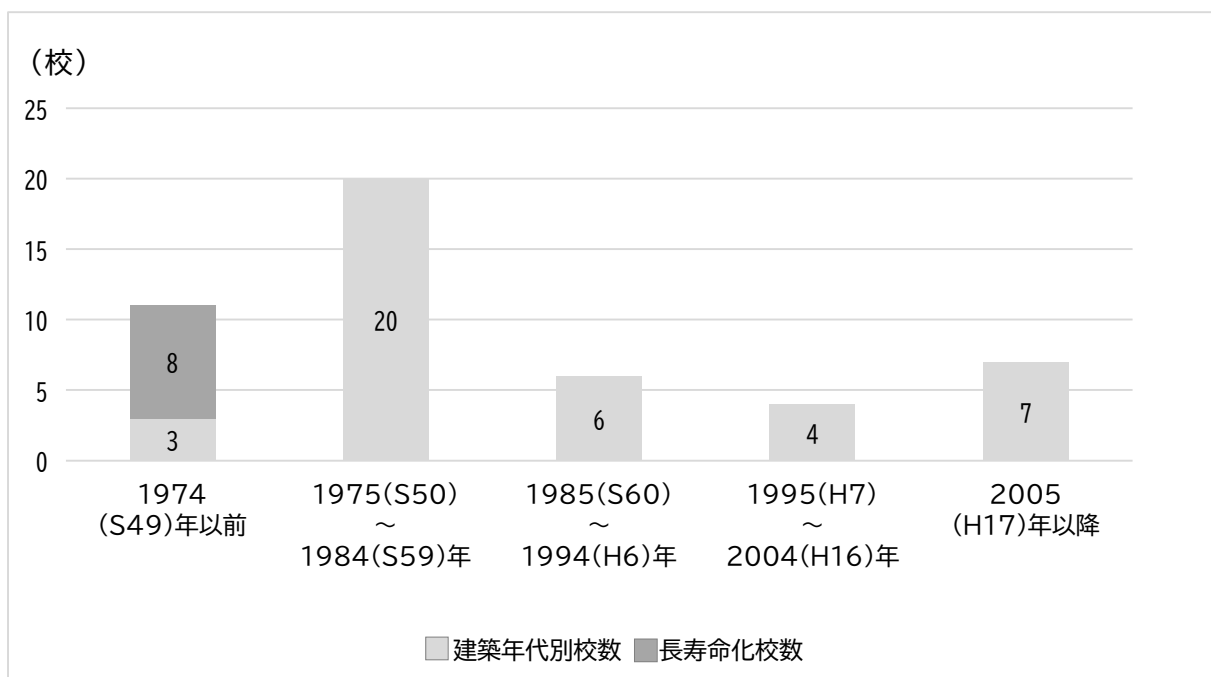


（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

ウ 学校校舎の状況

本市には、市立小・中・義務教育学校合わせて 48 校あります。1984（昭和 59）年以前に建築され、建築後 40 年から 50 年経過する校舎が 31 校あり、そのうち 8 校が 2023（令和 5）年度までに長寿命化改良済み又は長寿命化改良事業実施中となっています。

【図 16】市立学校校舎の建築年代別校数



※長寿命化校数は長寿命化改良済み又は事業中の校数（2024(令和 6)年 7 月時点）を表す。

（水戸市調べ）

エ 公園の状況

本市には、総合公園、運動公園などの都市公園が 145 か所あります。市民一人当たりの面積は 12.44 ㎡となっており、全国平均よりも 1.6 ㎡以上大きくなっています。

【表 3】都市公園等の開設状況

区分	都市公園									児童遊園
	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広場公園	特殊公園	広域公園	都市緑地	
箇所数	84	6	1	2	4	3	6	1	38	321
面積(ha)	23.60	15.26	3.40	84.26	40.22	0.72	50.05	58.00	56.81	—
市民一人当たり面積									12.44 ㎡	—
一人当たり面積（全国平均）									10.8 ㎡	—

※都市公園数は 2024 年 7 月 1 日現在

※児童遊園数は 2024 年 7 月 1 日現在

※一人当たり面積（全国平均）は 2022 年 3 月 31 日現在（国土交通省「都市公園等整備状況」）

（水戸市調べ）

2 こども・若者からの意見聴取の概要

本計画の策定に当たり、以下の方法により、こども・若者の意見を聴取しました。

(1) アンケート（こども・子育て施策に関する市民ニーズ調査）

ア 対象

中学生，高校生年代，若者（おおむね 18 歳から 30 歳まで）

イ 実施期間

令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 2 月 16 日まで

ウ 実施方法

郵送による配布，郵送，WEB による回収を行った。

対象	配布数	回収数
中学生及び高校生年代	2,000 件	640 件
若者	2,000 件	311 件

エ 主な内容

（ア）中学生及び高校生年代

「普段の生活や学び」，「悩みごとや心配ごと」，「居場所」，「将来のこと」

（イ）若者

「生活状況や居場所」，「仕事」，「出会い，結婚に対する考え」，「子育て」

(2) ヒアリング

ア 対象

小学生，中学生

イ 実施日及び実施場所

令和 6 年 9 月 29 日 市立東部図書館

令和 6 年 10 月 6 日 イオンモール水戸内原

ウ 実施方法

実施場所を訪れているこどもたちに対し，ヒアリングを行った。

対象	回答数
小学生	28 件
中学生	14 件

エ 主な内容

「居場所」，「挑戦したいこと」，「将来の夢」

(3) 1人1台端末を活用したアンケート

ア 対象

市立学校に通う小学生（4年生以上），中学生

イ 実施期間

令和6年10月15日から令和6年10月21日まで

ウ 実施方法

1人1台端末を活用し，WEBによるアンケートを行った。

対象	回答数
小学生（4年生以上）	3,568 件
中学生	2,575 件

エ 主な内容

「居場所，遊べる場所」，「挑戦したいこと」，「悩みごと，困りごとの相談方法等」

3 子育て世帯からの意見聴取の概要

本計画の策定に当たり、以下の方法により、子育て世帯の意見を聴取しました。

(1) アンケート（こども・子育て施策に関する市民ニーズ調査）

ア 対象

就学前の児童の保護者、小学生児童の保護者

イ 実施期間

令和6年2月1日から令和6年2月16日まで

ウ 実施方法

郵送による配布、回収を行った。

対象	配布数	回収数
就学前の児童の保護者	2,000 件	656 件
小学生児童の保護者	2,000 件	711 件

エ 主な内容

（ア）就学前の児童の保護者、小学生児童の保護者共通

「こどもの育ちをめぐる環境」、「こどもの保護者の就労状況」、「職場の両立支援制度」

（イ）就学前の児童の保護者

「定期的な教育・保育事業の利用状況」、「子育て支援事業の利用状況」

（ウ）小学生児童の保護者

「放課後の過ごし方」

(2) アンケート

ア 対象

3歳児健康診査を受診したこどもの保護者

イ 実施日及び実施場所

令和6年10月31日 水戸市役所2階 大会議室

ウ 実施方法

3歳児健康診査の会場において、紙面によるアンケートを行った。

対象	回答数
3歳児健康診査を受診したこどもの保護者	39 件

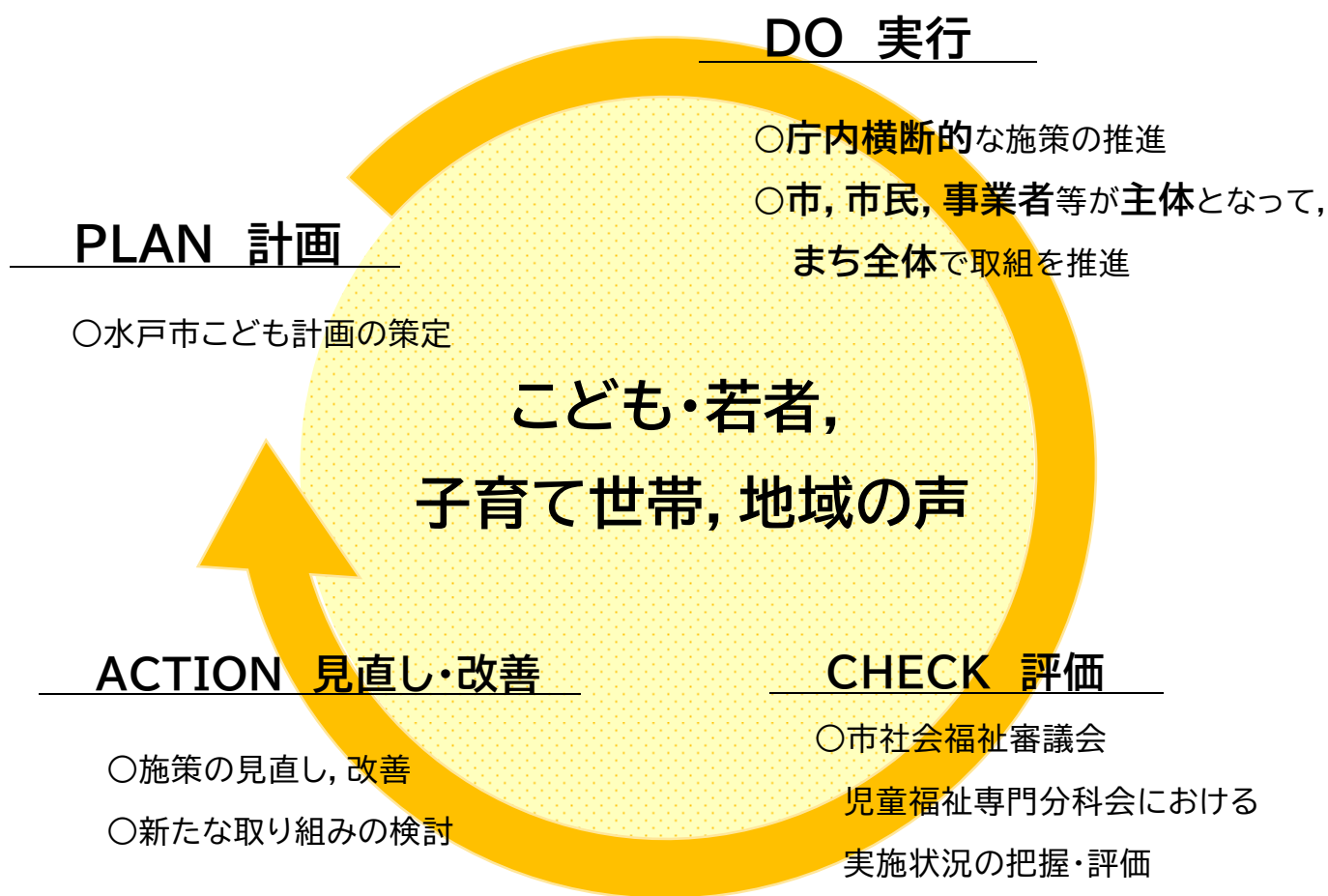
エ 主な内容

「子育てに関することの相談方法」、「子育てに関する必要な情報」

4 計画の推進

計画の推進に当たっては、社会情勢の変化等に対応しながら、各施策の進捗状況を把握・評価するとともに、施策の改善を図るなど、PDCAサイクルにより、適切な進行管理を行います。

また、施策の立案、改善など、さまざまな段階において、こども・若者をはじめ、市民の意見を聴取し、反映に努めるとともに、まち全体で取組を推進します。



5 計画の策定経過と審議体制

(1) 計画の策定経過

年 月 日	内容
令和5年 11月9日	令和5年度 第1回 水戸市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 ・(仮称)水戸市こども計画の策定に係る基礎調査について
令和6年 2月1日 ～2月16日	こども・子育て施策に関する市民ニーズ調査 ～(仮称)水戸市こども計画策定用～ ・対象 (1) 就学前の児童の保護者 (2) 小学生児童の保護者 (3) 中学生及び高校生年代 (4) 若者(おおむね18歳から30歳まで)
2月27日	令和5年度 第2回 水戸市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 ・(仮称)水戸市こども計画の策定に係る基礎調査のアンケート回答状況について(速報)
5月8日	令和6年度 第1回 水戸市子ども・子育て検討部会 ・(仮称)水戸市こども計画策定基本方針(案)について
5月28日	令和6年度 第1回 水戸市子ども・子育て推進本部会議 ・(仮称)水戸市こども計画策定基本方針(案)について
6月19日	令和6年度 第1回 水戸市社会福祉審議会 ・諮問 (仮称)水戸市こども計画の策定について
7月18日	令和6年度 第1回 水戸市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 ・(仮称)水戸市こども計画策定基本方針について
8月23日	令和6年度 第2回 水戸市子ども・子育て検討部会 ・(仮称)水戸市こども計画(素案)について

年 月 日	内容
9月29日, 10月6日	小学生, 中学生に対するヒアリング ・実施場所 (1) 市立東部図書館 (2) イオンモール水戸内原
10月1日	令和6年度 第2回 水戸市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 ・(仮称) 水戸市こども計画(素案)について
10月15日～ 10月21日	1人1台端末を活用したアンケート ・対象 市立学校に通う小学生(4年生以上), 中学生
10月18日	令和6年度 第3回 水戸市子ども・子育て検討部会 (書面開催) ・水戸市こども計画(素案)について
10月31日	子育て支援に関するアンケート ・対象 3歳児健康診査を受診したこどもの保護者
11月6日	令和6年度 第3回 水戸市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 ・水戸市こども計画(素案)について
11月25日	令和6年度 第2回 水戸市子ども・子育て推進本部会議 ・水戸市こども計画(素案)について
12月9日 ～令和7年1月7日	意見公募手続 ・水戸市こども計画(素案)について ・6名の方から17件の意見を受付
1月22日	令和6年度 第4回 水戸市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 ・水戸市こども計画(案)について ・答申(案)について

年 月 日	内容
2月10日	水戸市社会福祉審議会 答申
2月17日	令和6年度 第3回 水戸市子ども・子育て推進本部会議 ・水戸市こども計画（案）について

(2) 諮問

こ 政 諮 問 第 1 号
令和6年6月19日

水戸市社会福祉審議会 委員長 様

水戸市長 高 橋 靖

(仮称) 水戸市こども計画について (諮問)

水戸市社会福祉審議会条例(令和元年水戸市条例第24号)第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会へ諮問します。

記

- 1 (仮称) 水戸市こども計画の策定について

(3) 答申

社福審答申第7号
令和7年2月10日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市社会福祉審議会
委員長 池田 幸也

水戸市こども計画の策定について（答申）

令和6年6月19日付けこ政諮問第1号で諮問のあったことにつきましては、当審議会児童福祉専門分科会において、十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

『水戸の未来をリードする「こどもたち」を育むまち』の実現に向け、本計画を推進するに当たっては、十分配慮されますよう要望いたします。

記

- 1 まち全体、地域全体でこどもを育めるよう、行政、市民、事業者の協働により、計画に位置付けられた取組を推進すること。また、取組の実施に当たっては、学校等と連携しながら、こども・若者の参加を促進すること。
- 2 こども・子育て支援を推進するに当たっては、母親、父親、さまざまな子育て当事者の視点に立って施策を実施するとともに、更なる質の向上に努めること。
- 3 こどもが自分の将来について、しっかりと考えることができる取組の展開に努めるとともに、水戸ならではの教育の充実を図ること。あわせて、若者の生活の基盤となる安定した収入の確保に向けた取組を確実に推進すること。
- 4 安心して子育てできるよう、子育ての不安について24時間相談できる環境づくりに努めること。
- 5 医療的ケア児を安心して預けることができるよう、関係部署が連携し、相談支援の充実に取り組むとともに、受入れ体制の強化を図ること。
- 6 望まない妊娠をした方が相談できる窓口を設置するなど、妊娠をした方の意思を尊重する支援体制の構築を図ること。
- 7 生きづらさを感じるこども・若者が切れ目のない支援を受けられる体制の構築に努めること。あわせて、こども・若者が自ら命を絶つことがないように、支援の充実を図ること。

(4) 水戸市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿

(順不同, 敬称略)

区分	氏名	所属団体等	備考
市民	竹 内 玲 菜	公募委員	
	横 田 麻 衣	公募委員	
	根 本 好 美	公募委員	旧委員
	山 口 朋 子	公募委員	旧委員
関係団体	青 木 かを里	水戸市医師会	副会長
	稲 毛 精 二	水戸市私立幼稚園協会	
	中 山 彰 眞	水戸市私立幼稚園協会	旧委員
	大 芝 静 香	水戸市学校長会	
	志 賀 正 章	水戸市学校長会	旧委員
	岡 田 澄 子	水戸市民間保育園園長会	
	角 田 恒 巳	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	
	齊 藤 恵	子育て応援・ペンギンくらぶ	
	部 喜代子	水戸市保健推進員連絡協議会	
	長 浜 邦 浩	水戸市保育所・認定こども園父母の会連絡協議会	
	鈴 木 優 太	水戸市保育所・認定こども園父母の会連絡協議会	旧委員
	姫 野 美 奈	水戸市国公立幼稚園・認定こども園PTA連絡協議会	
	白 井 美沙紀	水戸市国公立幼稚園・認定こども園PTA連絡協議会	旧委員
	堀 野 礼 子	水戸市民生委員児童委員連合協議会	
学識経験者	赤 木 拓 人	常磐短期大学幼児教育保育学科	
	室 谷 直 子	常磐短期大学幼児教育保育学科	旧委員
	佐 藤 裕紀子	茨城大学教育学部	会長
	中 庭 由美子	水戸市議会議員	
	マーサー川又	水戸市議会議員	

(5) 水戸市子ども・子育て推進本部名簿

役職	職名	氏名
委員長	市長	高橋 靖
副委員長	副市長	小田木 健治
	副市長	荒井 宰
委員	教育長	志田 晴美
	市長公室長	佐藤 則行
	総務部長	天野 純一
	財務部長	長谷川 昌人
	市民協働部長	小嶋 いつみ
	生活環境部長	篠原 芳之
	福祉部長	小林 秀一郎
	こども部長	野口 奈津子
	保健医療部長	小川 佐栄子
	産業経済部長	小林 一仁
	建設部長	大和 直文
	都市計画部長	太田 達彦
	教育部長	三宅 修

(庶務)

こども政策課

(6) 水戸市子ども・子育て検討部会

役職	職名
部会長	こども部長
委員	政策企画課長
	交通政策課長
	人事課長
	財政課長
	市民生活課長
	生活安全課長
	男女平等参画課長
	環境保全課長
	福祉総務課長
	生活福祉課長
	障害福祉課長
	高齢福祉課長
	子育て支援課長
	幼児保育課長
	保健総務課長
	感染症対策課長
	国保年金課長
	商工課長
	建設計画課長
	都市計画課長
	公園緑地課長
	住宅政策課長
	教育企画課長
	学校管理課長
	学校保健給食課長
	生涯学習課長
	教育研究課長

(関係職員)

健康づくり課長

学校施設課長

(7) 水戸市社会福祉審議会条例

令和元年12月23日

水戸市条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき設置する水戸市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(令5条例36・一部改正)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項その他の児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者の福祉に関する事項

(令5条例36・一部改正)

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、25人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 法第9条第1項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第5条 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員の互選により置く副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 特別の事項について議事を開き、決議を行う場合における臨時委員に関する前2項の規定の適用については、当該臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 法第11条及び第12条の規定に基づき、審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に、専門分科会長及び専門分科会副会長を置く。
 - 4 専門分科会長及び専門分科会副会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、専門分科会の運営については、前条の規定を準用する。
 - 5 専門分科会の決議（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会にあっては、重要又は異例な事項に関する決議を除く。）は、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させる。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 3 部会長及び副部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、審査部会の運営については、第6条の規定を準用する。
 - 4 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において行う。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

6 用語解説

行	用語	説明
ア	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，痰の吸引その他の医療行為をいう。）を受ける必要があるこども
	エスエヌエス SNS	Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる，インターネットを利用した会員制サービス
	エルイーディー LED	Light Emitting Diode の略。発光ダイオード。半導体素子のうち，電流を流すと発光する特徴を持つもの
カ	学校運営協議会制度 （コミュニティ・スクール）	学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールという。
	キッズゾーン	幼稚園，保育所等の園外活動時等における安全を確保するため，自動車運転者等に対して注意を喚起することを目的として設定した道路の区域
	くるみん認定	次世代育成支援対策推進法に基づき，一般事業主行動計画を策定した企業が，計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合に，「子育てサポート企業」として国の認定を受けることができる制度
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき，声掛けや傾聴，必要な支援につなげ，見守ることができる人
	合計特殊出生率	一生の間に生む平均こども数に相当する値。[ある年齢の女性から生まれたこどもの数／ある年齢の女性人口]から求められた割合を 15 歳から 49 歳まで合計することで算出される。
	校内フリースクール	校内に不登校生徒が安心して生活できる専用の教室を確保するとともに，担当教員を配置して一人一人の学習計画に応じた支援を行う取組

行	用語	説明
カ	こども家庭センター	児童福祉と母子保健の機能を一体化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目ない相談支援を行う機関
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援給付等が適切かつ円滑に行われるよう、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の「量の見込み」と「確保方策」を定める計画
	子どもの貧困対策についての計画	教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援やこどもの貧困対策を推進する計画
	子ども・若者計画	こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を推進する計画
サ	市政モニター制度	若い世代が一年間の活動を通して、これからのまちづくりへの意見・提案等を広聴するための本市独自の取組
	次世代育成支援対策行動計画	少子化対策をめぐる諸課題に対応しながら、次代の社会を担うこともが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する施策や取組を総合的に推進するための計画
	食育	食に関する教育。様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する力を育むこと
	自立促進計画	母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図る計画
	スクールガード	あらかじめ各学校（市立小・中学校、幼稚園等）に登録した保護者や地域住民が、登下校時間にあわせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う学校安全に係るボランティア

行	用語	説明
サ	スクールカウンセラー	臨床心理に関して、専門的な知識や経験を有し、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて教育相談等を行う者
	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や経験を有し、児童生徒や家庭等の抱えている問題の解決に向けて相談や支援を行う者
	スクールゾーン	小学校の通学路等において、注意喚起や交通規制などを実施している区域
	スタートアップ	企業や組織が革新的な技術やアイデアを活用し、社会に新たな価値を提供するなど、社会貢献することにより、事業価値を飛躍的に高め、短期的に成長すること
	すまいるママみと	保健師等の「母子保健コーディネーター」が妊娠中から産後一年未満の妊産婦を切れ目なく支援する水戸市産前産後支援センター
	ゾーン 30 プラス	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、最高速度 30km/h の区域規制を行うとともに、速度抑制等につながる段差やポールの設置などを組み合わせて交通安全の向上を図るもの
タ	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、認定こども園（保育所機能部分）など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供する事業
	地域プレイヤー	地域やまちの課題解決を図るために、主体的に活動する個人や団体等
	ディーエックス DX	Digital Transformation の略。デジタル技術を活用し、社会や生活をよりよいものに変革すること
	ディーバイ DV	Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体に対する暴力やそれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のこと

行	用語	説明
タ	デジタル化	デジタル技術を用いて、自動化、効率化、省人化、最適化をすること
	テレワーク	Tele（離れた）と Work（働く）を組み合わせた造語で、情報通信技術を利用し、場所や時間に捉われない柔軟な働き方
ナ	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	保護者の就労の有無に関わらず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業
	認定こども園	保護者の就労の有無に関わらず利用でき、乳幼児期の教育と保育を一体的に行う施設
ハ	ファミリー・サポート・センター事業	保育所の送迎など、子育ての手助けをしたい人（協力会員）と手助けがほしい人（利用会員）を会員として組織化し、地域ぐるみで子育てを支援する活動
	保育所	保護者の就労などの理由により、保育の必要のある乳幼児を預かり、保育する施設
	放課後学級	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業で、市立小学校の施設等を利用して実施しているもの
	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するための計画
ヤ	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者
	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全ての人にとって使いやすく生活環境や製品等をデザインするという考え方

行	用語	説明
ヤ	幼稚園	3歳から5歳までのこどもを対象に、小学校以降の教育の基礎を培うための幼児教育を行う施設
ラ	ライン LINE	個人やグループ単位で、通話やチャットを楽しめるコミュニケーションサービス